

令和6年度

社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
政策提言委員会



## はじめに

社会福祉は、人々の貧困と正面から向き合う中で発展してきました。しかし、今日の社会の課題は、絶対的貧困から社会的格差へと変化し、さらに生活のしづらさ、生きづらさ、社会的孤立や孤独へと変わってきています。

政策提言では、こうした新しい社会の課題に対応するため、今年度もそれぞれの関係者からヒアリングを重ね、社会福祉の目指すべき方向について議論を積み上げてきた結果を提言します。

また、これからの神奈川の福祉のあり方として掲げた共通目標では、関係者から共通目標の実現に向けた取り組みについて積み上げています。これからも福祉関係者の皆様とともに具体的・計画的に取り組みを進め、次世代の福祉を担う人たちに継承しながら、誰もが輝ける神奈川を創造してまいります。

令和6年8月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
会長 篠原正治

# 令和6年度 社会福祉制度・施策に関する提言 目次

## 第1部 政策提言 1

---

### 社会福祉の共通課題に関する提言

---

1	生活といのちを支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた施策の充実	2
2	全県的な福祉教育の推進 ～これからの地域福祉と社会福祉を支える「人づくり」～	4
3	社会福祉施設等における物価高騰に対する支援の充実	6
4	こどもの育ち、若者の自立を支える施策の充実	8
5	福祉施策の適切な運用	10
6	包括的な支援体制の推進	13

---

## 第2部 共通目標 これからの神奈川の福祉のあり方 15

---

1	共通目標に対する政策提言委員会の取り組みと本会活動推進計画への位置づけ	16
2	令和6年度の共通目標に関する課題把握調査まとめ	17
3	改めて共通目標について考える	23

---

## ① 経営者部会 施設部会（協議会）

1	経営者部会	26
2	児童福祉施設協議会	27
3	母子生活支援施設協議会	28
4	保育協議会	29
5	老人福祉施設協議会	31
6	障害福祉施設協議会	32
7	社会就労センター協議会	36
8	福祉医療施設協議会	38
9	更生福祉施設協議会	38
10	地域生活施設協議会	40
11	介護老人保健施設協議会	40

## ② 民生委員児童委員部会 市町村社協部会

12	民生委員児童委員部会	41
13	市町村社協部会	42

## ③ 第2種・第3種正会員連絡会

14	県自閉症協会	43
15	認知症の人と家族の会神奈川県支部	43

16	県障害者地域作業所連絡協議会	44
17	県手をつなぐ育成会	44
18	県介護支援専門員協会	45
19	かながわ福祉サービス振興会	45
20	県断酒連合会	46
21	県医療福祉施設協同組合	46

## 4 本会・各部所

22	地域福祉部	47
23	福祉サービス推進部 福祉サービス第三者評価推進機構	49
24	かながわ福祉人材研修センター	50

## 関連資料 51

令和6年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票	52
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱	54
政策提言委員会 委員名簿	55
令和6年度 政策提言委員会 活動経過	56

# 第 1 部 政策提言

この提言は、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員協議会・市町村社会福祉協議会など、さまざまな福祉関係団体の参加による本会の各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第 2 種・第 3 種正会員連絡会等に対して、「社会福祉制度や施策に関する取り組み状況や課題」、「制度施策に求めること」などについて調査を行い、その結果を元に委員会で協議し、とりまとめたものです。

# 1 生活といのちを支える福祉人材の確保・育成・定着にむけた施策の充実

- 利用者の生活といのちを支える人材の確保と、ケアの質を備えた専門職の育成
- 人材確保・育成・定着に向けた抜本的な職員の処遇改善・賃金格差の是正
- 人材確保コストの負担軽減・人材流出を防ぐ新たな支援策の構築
- 福祉人材確保のための、すそ野を広げた福祉のキャリア教育の推進

広く様々な分野で人材不足が叫ばれている。中でも対人援助の中核をなす社会福祉人材、介護福祉人材の不足は、他の分野と比較して突出した状況にあり、社会的に求められている支援そのものが成立しなくなる事態が生じている。すべての人が尊厳ある生活を営み、他者との関係性の中で喜びを享受していくためには、必要な社会福祉人材、介護福祉人材を確保するとともに、適切な支援を行うために質の高い人材を育成していくことが強く求められる。この社会的ニーズを満たすために、社会福祉関係者、介護福祉関係者、行政関係者の連携した人材の確保・育成・定着の取り組みが必要となっている。

## ■ 課題認識

- 福祉サービスには利用者本位の質の高いサービスが求められているが、その根幹となる人材の養成や確保は極めて重要であるにも関わらず、福祉現場での人材不足は深刻さを増している。
- 福祉サービス・制度が整備され、充実する一方で、定められたサービス・制度を、相談者・利用者に当てはめていくような支援とならざるを得ない場合がある。専門職である職員は、そうしたサービス提供への疑問や課題を感じながらも、人材不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、疲弊している様子がうかがえる。
- 生産年齢人口の減少による人材確保の難しさに加え、民間企業等における賃金改善（2024 春闘第 6 次回答：平均15,236円）が図られる一方、公的価格のサービスである介護・障害分野の賃上げは 6,000 円程度に留まり、賃金格差が福祉人材の確保に厳しい影響をもたらしている。
- 高額な人件費割合は法人経営や福祉サービスの安定的な提供に影響する。加えて、社会福祉法人が使命とする地域の福祉課題への先駆的な取り組みとセーフティネットとして住民から求められる存在であり続けることは、財源や人員が十分に確保できない状況では、力を発揮できず地域に貢献することが難しい状況にある。
- 人材確保策として人材派遣・紹介会社に頼らざるを得ない状況下で、高額な紹介手数料等により人件費率の高騰を招いているが、福祉サービスは公的価格で定められており、法人の裁量・経営努力には限界がある。
- 介護職員の家賃など、神奈川県と東京都の対応に違いがあり、県境付近では人材流失の恐れがある。市町村間での対応にも差があり、県内でも地域間格差が生じている。
- 「介護格差」「介護崩壊」が取り沙汰される昨今、人の生活といのちを支える福祉人材の不足は、利用者の安心した生活を脅かすとともに、介護という社会インフラの損失につながりかねない。

## 福祉関係者に期待される取り組み

- ・ 少子・高齢社会がさらに進む状況では、福祉サービスに対する需要はますます増大し、サービスの多様化が見込まれるが、福祉分野全体で人材確保と定着の取り組みを進めることが求められる。

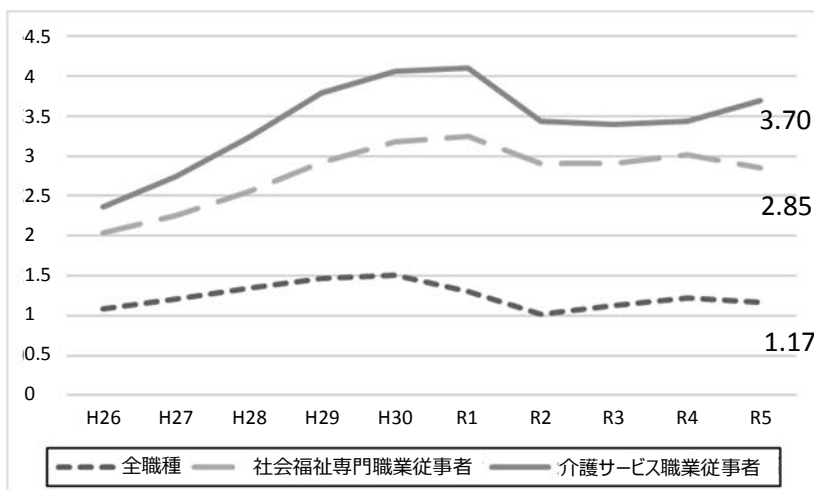


- ・ 職場、職種の枠を越えた、相談者・利用者が暮らす「地域福祉」を軸とした研修や、現任の介護職・福祉職への研修・交流事業を行い、仲間づくりの機会をつくるのが期待される。
- ・ 社会福祉協議会においては、人材確保に向けて、業務内容について幅広くPRするとともに、入職後の細やかな育成制度を構築することが期待される。
- ・ 本会経営者部会においては人材確保等に関する検討委員会を設け、効果的な取り組み等の情報共有を行っている。これらの好事例をはじめとして、仕事を通してやりがいや喜びを感じ、お互いを支え合い、成長しあえるような魅力ある職場づくりを組織として取り組むことが期待される。
- ・ 県内介護福祉士養成校の学生数が減少し定員割れを起しているという状況があるが、福祉人材のすそ野を広げるため、福祉・介護の仕事を志す人を増やす取り組みが期待される。
- ・ 採用場面で小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」の経験が関心を持つきっかけになっているという声が多く聞かれる。小学生を対象とした福祉教室の開催や無資格未経験職員に対する資格取得支援制度の構築等、すそ野を広げる取り組みを進めることが期待される。

## 行政に求められる取り組み

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算をはじめとする制度の充実を図り、官民一体となった方策が求められる。
- ・ 介護業界の賃上げ幅が低い状況であることを踏まえ、現場の実情に応じた適正な基本報酬改定や処遇改善加算の充実、事務負担の軽減など、地域性や事業種別に応じた人材確保のための一体的な取り組みに更なる支援等を講じること
- ・ 負担が大きい人材確保にかかる経費負担の軽減策や、他地域や他分野への人材流出を防ぐ支援策を講じること
- ・ 「福祉」や「介護」について、就職や進学を考える時期よりも前に体験してもらう事が重要であり、仕事の役割や魅力を伝える機会として、小中学校時代に福祉に触れる機会を定期的に持つことが未来の人材確保につながると考えられることから、小中学校との連携によりそうした機会を取り入れること

## 介護・福祉分野の有効求人倍率の推移



(注)

・厚労省「令和4年版労働経済の分析」「職業安定業務統計」「令和4年度厚生労働白書」を基に本会作成

・「社会福祉専門職業従事者」は、ケースワーカー、介護支援専門員、保育士等を指す。「介護サービス職業従事者」は、介護サービス員、ホームヘルパー等を指す

## 2 全県的な福祉教育の推進 ～これからの地域福祉と社会福祉を支える「人づくり」～

- ともに生きる社会を理解するための福祉教育の充実、教育分野との連携の促進
- 小中学校との連携による社会福祉への理解の促進
- 小中高生に対する民生委員・児童委員の理解促進に向けた学びの機会の充実

人々が互いに助け合いながら地域社会で生活していく力は、かつては地域の中で自然に学ぶことができ、多くの人がこれを身につけることができた。しかしながら、家族そのものが縮小し、あわせて家族の機能も小さくなり、地域における人々のつながりが希薄になってきたことで、これを補完する役割は、今日、教育に期待されている。人は、一人で生きていくのではなく、地域の中で様々な人々と助け合って生活を営んできた。子どもたちが成長の過程において、改めてそのことが認識できるよう、特に義務教育関係者、社会福祉関係者、介護福祉関係者、地域社会が連携して福祉教育に取り組むことが求められる。

### ■ 課題認識

- 一人ひとりが日常生活の中で、ともに生きる社会のあり様について考えが深められる機会が作られ、学びや体験を生かして、その人自身の行動へとつながれることが必要となっている。また、これからの社会を担う子どもには、地域に暮らす当事者との出会いなどから、同じ住民として尊重し合い、ともに生き、支えあうことへの考えを深められる機会としての学びや体験の場が求められている。
- 県内介護福祉士養成校の学生数が減少し定員割れを起こしている状況があるが、施設等における採用場面で小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」の経験が、社会福祉に関心を持つきっかけになっているという声が多く聞かれている。将来を見据えたすそ野の拡大に関する取り組みが必要となっている。
- 民生委員・児童委員は、地域のさまざまな生活上の困りごとを抱える人々の相談に応じ、必要な支援につなげているが、その一方で担い手の高齢化や担い手不足の問題に直面している。SDGs への関心や社会貢献志向の高まりを背景に、10～20 代の若い世代が最も民生委員・児童委員に関心を寄せているとの調査結果（※）があるほか、小学校での民生委員・児童委員による出前授業等も各地で行われている。持続可能な民生委員・児童委員活動（制度）とするためには将来の担い手となることが期待される小中高生に対し、委員の役割や具体的な活動内容を学ぶことのできる機会をより充実させていくことが重要である。

（※）「全国 1 万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」（令和 4 年 3 月・全国民生委員児童委員連合会）

## 福祉関係者に期待される取り組み

---

- ・ 地域社会の中で、福祉分野と教育分野が連携し、子どもの時から「ともに生きる社会」への理解を深める環境づくりを促進することが期待される。
- ・ 地域との交流を積極的に図りながら、社会福祉施設における利用者の生活や日常的な活動を展開することが期待される。
- ・ 県社協には、市町村域で行われている福祉教育の事例の共有や、当事者、福祉、教育、企業など地域の多様な主体が参画・協働して福祉教育を推進することが期待される。

## 行政に求められる取り組み

---

- ・ とともに生きる社会への考えを深めたり、社会福祉に触れる機会として、小中学校との連携により、関係者が参画・協働した「福祉教育」を実施すること。また、福祉教育を通じて、社会福祉等の仕事の役割や魅力を伝えること
  - ・ 将来の社会を担う子どもには、障害のある方と関わり、理解を深め、交流を図ることができるインクルーシブな環境が必要である。幼少期から差別・偏見のない多様な価値観を持つことができるような教育環境、社会への理解、家庭環境の推進を図ること
  - ・ 小中高生が、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動内容を理解し、その存在を身近に感じることができるよう、福祉や教育など分野を超えた様々な関係機関が連携を図り、学びの機会（民生委員・児童委員活動に関する授業の実施等）の充実にに向けた対応を図ること
-

### 3 社会福祉施設等における物価高騰に対する支援の充実

- 社会福祉事業者として質の高いサービスを提供するための、物価高騰に対応した社会福祉法人・社会福祉施設運営に関する財政支援の継続と拡充
- 社会福祉法人や社会福祉施設の運営実態を踏まえた基本報酬等の公的価格、措置費への適切な反映

#### ■ 課題認識

- 継続的な物価・燃料費の高騰により、利用者のいのちや生活を支える社会福祉事業の経営はひっ迫している。
- 福祉医療機構の「社会福祉法人の経営状況」調査によると、全国の社会福祉法人の経営状況は赤字法人の割合が年々増加している。
- 全国社会福祉法人経営者協議会の調査では、令和3年度に比べると電気代1.3倍、ガス代1.4倍、燃料代1.2倍、年額にすると1施設当たり約940万円の負担となっていることが明らかになった。
- 本会施設部会の「令和5年度アフターコロナに向けた施設運営に関するアンケート」では、サービス活動収益の対前年比は「変化なし」と回答した施設が半数以上だったものの、経常増減差額比率の対前年比では「減った」施設が約36%あり、減少理由の一つに物価高騰による支出の増加が挙げられている。
- 福祉医療機構の「特別養護老人ホームの経営状況レポート」によると、利用率の低下や光熱水費の上昇によりサービス活動増減差額比率が低下し、赤字施設の割合は、従来型48.1%、ユニット型34.5%と令和3年度に比べて拡大している。
- 「保育所・こども園の経営状況レポート」では、保育所は利用児童単価が上昇したことで増収となったものの、光熱水費が物価高騰の影響により、支出が令和3年度に比べて1施設あたり16.7%上昇している。
- 福祉サービスにかかる収入は公的価格で定められているため、利用料の引き上げなどについては法人の裁量で決めることができず、物価高騰に対して法人の経営努力だけでは立ち行かない状況となっている。
- 物価高騰や最低賃金の引き上げなど社会情勢に応じて基本報酬が反映される仕組みとなっておらず、各サービスの基本報酬を決める際のルールを改めて設定する必要がある。

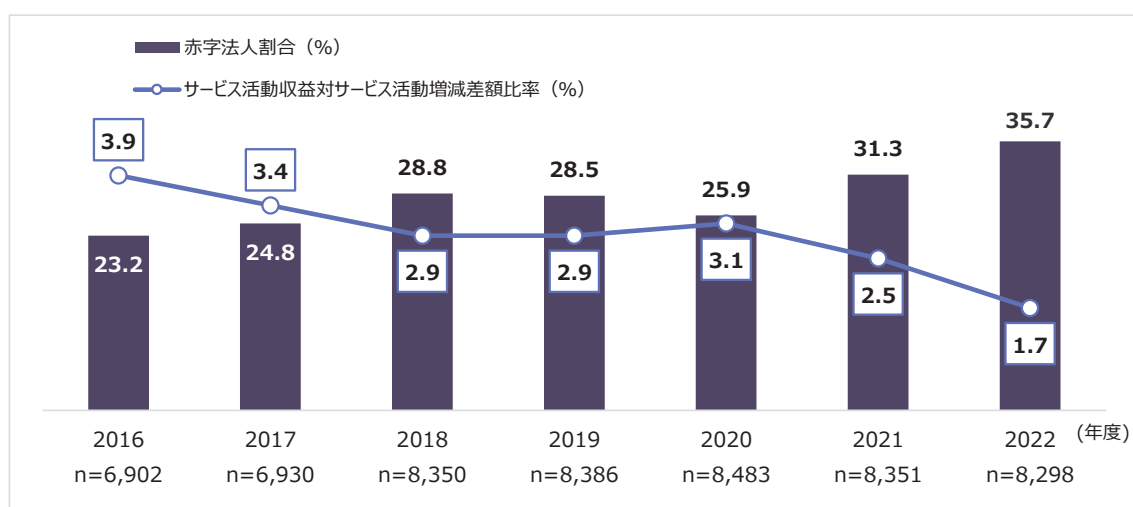
#### 福祉関係者に期待される取り組み

- ・ 県社協には、今年度の報酬改定が社会福祉法人および施設・事業所の運営状況にどのように影響していくか、本会会員施設等へのアンケートを継続することにより、その推移を把握することが期待される。

## 行政に求められる取り組み

- ・ 社会福祉事業は、誰もが地域社会の中で自分らしく生きることができるよう必要な支援を提供することを使命としており、支援を必要としている人に必要な支援を届けられるよう、安定的に運営するための財政支援を求める。福祉サービスは、本来、一人ひとりの状況や力に応じて自分らしい人生を歩んでいけるよう必要な支援を提供することである。福祉従事者がニーズと向き合い、適切な支援を提供していくためには、安定的な法人・施設運営が求められるため、物価高騰に対応した財政支援の継続・拡充と基本報酬等の公的価格、措置費への適切な反映を行うこと
- ・ 基本報酬を算定する際には、社会情勢に応じて、必要な支援を組み立てるためにかかる費用などを踏まえた基準とすること

## 社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



## 2022年度 社会福祉法人の経営状況(主たる事業別・同一法人)

区分	介護主体法人 n=2,973			保育主体法人 n=2,911			障害主体法人 n=1,210			
	2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021	
従事者数	人	166.0	165.0	△1.0	65.8	65.5	△0.3	112.5	110.9	△1.5
人件費率	%	66.3	66.3	△0.0	72.7	72.6	△0.0	65.8	65.9	0.1
経費率	%	25.9	27.1	1.2	19.6	19.9	0.3	21.5	22.1	0.6
減価償却費率		5.7	5.6	△0.1	3.3	3.3	△0.1	4.0	4.0	△0.0
サービス活動増減差額比率	%	1.8	0.7	△1.0	4.3	4.1	△0.2	2.4	1.6	△0.8
経常増減差額比率	%	1.7	0.8	△0.9	4.7	4.5	△0.1	2.9	2.2	△0.7
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	6,119	6,314	195	5,396	5,674	278	6,176	6,449	273
従事者1人当たり人件費	千円	4,057	4,186	128	3,921	4,121	201	4,065	4,249	184
赤字法人割合	%	39.4	45.8	6.5	23.7	24.8	1.1	29.8	35.6	5.9

出典：独立行政法人福祉医療機構（WAM）「2022年度社会福祉法人の経営状況について」より一部抜粋

2022年度社会福祉法人の経営状況を見ると、「サービス活動増減差額比率」は、介護・保育・障害主体法人のいずれも前年度からマイナスとなっている。さらに、介護においては他の分野と比べると差額比率が小さくなっている。人件費率や経費率の対前年度差を見ると、人件費率の差はほぼ横ばいなのに対し、経費率の差は増加していることから物価高騰が影響していると考えられる。

## 4 こどもの育ち、若者の自立を支える施策の充実

- 社会的養護を必要とする子どもや、児童養護施設等の実態を踏まえた「社会的養育推進計画」の策定
- 子ども・若者の自立に向けた就労支援の拡充と生きる力を育む施策の構築
- 子育てや女性特有の生きづらさに対する母子生活支援施設の積極的な活用と普及啓発
- ケアラー・ヤングケアラーを地域で支えるための支援の拡充と他分野との連携

### ■ 課題認識

- 国は、家庭養育を優先した里親委託や児童福祉施設機能の整備を求めているが、本県においては、一時保護所の定員超過や保護の長期化、高年齢児の保護の増加が顕著である。このような状況の中で家庭養育を進めていくと、社会的養護を必要とする子どもたちの生活の場が不足することが懸念される。
- 社会的養護を経験した子どもたちの就職活動の実際には、企業規模や給与面など労働条件の良い仕事を選択し、本人の適性に合わない就職などにより早期退職につながってしまうことや、その後の再就職で適切なサポートが得られず、最終的に非正規雇用などから経済的な困窮につながってしまうケースが見られている。また、家族等の支援を望めない子どもは、生計管理や家事を一人でやらなければならない、仕事と家事の両立に不安を感じながら生活しており、身近に相談できる相手がいないため地域で孤立してしまう可能性がある。
- 一方で、社会的養護につながらない、社会経験の少ない若者が地域には一定数いる。家庭はあるものの、親からの十分な監護を受けられずに育った若者たちが返済できるあてのないまま借金を重ねてしまったり、SNS などを通じて犯罪に巻き込まれているケースが散見されている。
- 母子生活支援施設では、入所率の低下により暫定定員問題を抱えている。支援者から見て入所による支援が必要と思われるものの、入所に至らない背景には、スマートフォンの使用制限や施設入所への抵抗感があることが市町村行政の担当窓口への聞き取りにより明らかになっている。
- また、改正された児童福祉法や女性支援新法の施行では、地域における妊娠中の母子を含めた子育て・母子世帯に対する支援に母子生活支援施設の機能が期待されているものの、身近な地域における要支援家庭のニーズをどのように把握していくかが課題となっている。
- ヤングケアラーを含むケアラーは、ケアラーとされる状態に該当しているにも関わらず、自分がケアラーであるという自覚のない子どもや若者が多くいる。また、本来大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に担う子どもは、家庭の事情を話すことで家族が責められてしまうのではないかなどの不安があり、地域の身近な大人に相談しにくいという事情から顕在化しにくい側面がある。
- 市町村で進める重層的支援体制整備事業では、複雑な課題を抱える当事者や世帯全体に対する支援が多機関の協働により進められているものの、ヤングケアラーに対する取り組みは市町村によって差が生じている。

## 福祉関係者に期待される取り組み

---

- ・ 児童福祉施設協議会では、毎年、実態把握調査を実施し、入所児童や職員の状況を把握するとともに、その内容について行政や児童相談所と情報共有し、本県の実情や社会的養護のあり方について議論している。今後も実態を把握するとともに、社会的養護関係者等が全县一体となって取り組めるよう情報交換の場を設けることが期待される。
- ・ 母子生活支援施設協議会では、社会的養護の関係機関との研修会を開催しており、行政の担当課や児童相談所などが参加している。こうした福祉関係者が集まる機会を活用し、母子生活支援施設の機能について、支援の対象が DV を受けた母子世帯だけではなく、さまざまな困難や生きづらさを抱える母子世帯の支援に対応できる施設であることを伝え、理解促進に努めることが期待される。
- ・ 市町村社協には、重層的支援体制整備事業等を活用して、ひきこもりやケアラーなどの見えない課題や複合的な課題について、身近な地域で悩みや気持ちを伝えることのできる居場所づくりやニーズを把握できる環境を関係者と連携して取り組むことが期待される。
- ・ 県社協には、ケアラー支援専門員設置事業において、高校のスクールソーシャルワーカーや養護教諭、教員を対象にした研修会や民生委員・児童委員、保護司等との勉強会、地域包括支援センター職員向け研修会等を通じて、ケアラー等の実態について伝え、課題共有や理解普及、地域における関係者のネットワークづくりをすすめることが期待される。

## 行政に求められる取り組み

---

- ・ 本県における要保護・要支援の子育て世帯の実態と里親委託の状況や社会的養護施設の役割・機能を踏まえた神奈川県社会的養育推進計画の見直しを行うこと
- ・ 社会的養護の子どもたちが、進路選択をするときに自らの将来像を描き、そのために必要な選択ができるよう施設にいる段階から児童自立支援専門員などを中心にキャリア教育に取り組めるよう、必要な施策を講じること
- ・ 社会的養護を終えた若者たちが地域で孤立することのないよう、既存の児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業が施設退所後の若者たちの受け皿として発揮するために、市町村や福祉関係者に向けた情報発信を行うこと
- ・ 社会経験の少ない、親からの十分な監護を受けた経験がない若者たちが自立し、自らの人生を歩んでいくためには、基本的な生活スキルや家計管理などの経験を積むこと、若者たちに伴走する支援機関が必要となるため、子ども・若者育成支援推進法に基づく制度を整えること
- ・ 母子生活支援施設の役割や機能への理解を深め、必要としている住民が情報にアクセスできる支援策に取り組むこと
- ・ ヤングケアラーを含むケアラーやその家族が抱えるニーズを把握し、必要な支援につなげることができるよう重層的支援体制構築整備事業における支援の充実と子ども・若者育成支援推進法等と一体的に支援を行うことができるよう体制を整えること
- ・ 子ども・若者やその家庭を取り巻く諸課題について、身近な地域において、必要な支援につなげることができる施策の充実や福祉と教育、保健・医療、司法などが連携した体制整備への支援を図ること

## 5 福祉施策の適切な運用

- 中・長期の福祉需要予測と人材確保・育成対策を踏まえた福祉計画の運用
- 地域区分の等級による報酬格差の是正
- 公私の役割分担と循環型サービスを基本とし、ライフサイクルのニーズに応じた障害福祉サービス体系（神奈川モデル）の構築
- 権利擁護支援としての日常生活自立支援事業運営にかかる財源の確保
- 町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備

私たちは生涯において様々な困難に出会うことが想定される。乳幼児期、小中学校生の時期、青年期からはじまり、成人においても仕事がうまくいかなかったり、家族が病気になったり、自分自身が介護を必要とするようになりする。特に障害のある人に対する支援では、循環型サービスなどによる、長期間にわたりその人の置かれた状況に応じた複合的で柔軟な対応が求められる。そのような社会福祉の支援は、各種の専門職やボランティアを含め、様々な人材と各種の制度・政策の組み合わせの中で営まれる。全体として求められる支援が適切に機能するためには、幅広い取り組みが一部の地域の取り組みとしてではなく、神奈川という地域の全体性を考慮して計画的に取り組まれる必要がある。

### ■ 課題認識

#### 【利用ニーズに合わせた福祉施設の運用】

- 保育園などにおいては、地域によって0歳児の受け入れが極端に少ない状態で通年運営をしているところが見受けられ、定員を下回った形では補助の収入が下がり、園運営が厳しくなるため、実情に合わせた各年齢の利用定員の調整が求められている。
- 社会的養護においては、家庭養育優先原則のもと、より家庭に近い形とするための小規模化、地域分散化が求められている。その一方、国が目指す乳幼児里親委託率 75%、学童期以上の里親委託率 50%を達成するには、里親の充実が求められるが、そうした取り組みは十分ではなく、社会的養護を必要とする子どもたちの行き場が不足する懸念がある。本県においては、一時保護所の定員超過、保護の長期化、高年齢児の保護の増加等の問題が顕著になっている。乳児院では医療的なケアが必要な乳幼児をはじめ、緊急な一時保護を数多く受け入れている現状がある。
- 特別養護老人ホームでは、その多くで待機者減少が続いており、稼働率の低下が収益を悪化させている。入所先の検討にあたっては、特別養護老人ホームの利用ではなく、民間サービスを利用するケースも少なくない。その背景には、紹介業者等により、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の情報が得られやすいという状況があり、特別養護老人ホームの特徴・役割や実際の待機状況について、正しく現状を伝えることが求められている。

#### 【公的価格、級地格差】

- 保育において、こどもに対する丁寧な関わりが求められる一方、命を預かり、育ちを援助する業務に対して、公的価格に依拠する賃金の水準が低く、人材確保がかなり厳しくなっている。公的価格に係る地域区分については、県内においても違いがある。そのため、県内においてもより待遇の良い地域や都内への人材流出の原因ともなっている。
- 障害福祉サービスについても、地域区分の等級により基本報酬が変わるため、等級の低い地域は不利となり、事業所の運営や職員の採用等に影響が出ている。



### 【障害福祉サービス体系の神奈川モデルの構築】

○障害のある人のライフサイクルにわたる支援には、年齢に応じた本人の望む暮らしと日中活動(仕事)を選択できる多様なサービス体系が必要である。年齢に応じたニーズの変化に対応し、次のライフステージに進むために提供される適切な支援は、循環型サービス(通過型を含む)(※)において実現できるものである。市町村の地域生活支援拠点等整備の中で、障害者支援施設を、地域生活を支える「地域拠点ホーム」「防災の拠点」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしの一つの形として、循環型サービス(通過型を含む)のセーフティネットに位置づける必要がある。

(※)循環型サービス：意思決定支援の下で、障害のある人が自分の人生を悔いなく自らの個性を發揮し、社会の一員として共に生きることができることを実現するために、成年期、高齢期などライフステージに応じて、ご本人の最善の利益を確保できる仕組みを整え、安心して選べる持続可能で多様な福祉サービスを構築することが必要であり、障害福祉サービスは、ご本人がライフステージに応じて、必要に応じてサービスを選び直すことができる「循環型サービス」であることが基本となる。

### 【権利擁護を支援する日常生活自立支援事業の体制整備】

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な利用者の立場にたち、意思決定支援などを実施し、地域での生活を支えている。独居高齢者や地域で生活する障害のある人が増える中、今後ますます需要が増加することが見込まれる。一方で、事業運営のための財源は厳しく、本事業の相談支援を担う専門員の配置とサービス提供の担い手である生活支援員の体制が整わないことで、利用者のニーズに対応できない状況がある。

### 【町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備】

○生活困窮者自立相談支援事業の町村部は、神奈川県が県社協に事業委託しているところであるが、制度の目指す「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に向けては、相談者に寄り添った継続的な支援が求められており、より相談者の居住地に近い圏域での相談支援体制の整備が求められる。

## 福祉関係者に期待される取り組み

---

- ・社会福祉法人は、地域における福祉の供給主体として公共性・公益性が高く、その社会的責務を果たすため、必要に応じて社会福祉連携推進法人等の法人間連携の仕組みや法人合併など、持続可能な事業運営と経営基盤の強化に向けた検討を行うことが期待される。
- ・県社協には、福祉サービスの提供基盤の強化に向けて、社会福祉連携推進法人等の法人間連携に関することや、経営管理に関する情報提供や、経営に関する相談事業・研修の実施を通じて、社会福祉法人の経営管理を支援する役割が期待される。
- ・特別養護老人ホームの待機状況を理由に入所希望者が利用を断念することがないよう、待機者の状況の把握と正確な情報発信に向けて取り組むことが期待される。
- ・県社協には、生活困窮者自立相談支援事業などを通じて、町村域において、生活に困りごとを抱えている人を確実に支援につなげるため、関係機関のネットワークづくりに取り組むことが期待される。

## 行政に求められる取り組み

---

### 【適切な福祉計画の運用、体制整備】

- ・少子高齢社会の進展、人口減少に応じて、福祉ニーズを中・長期的に把握すること。そして、民間団体と協調し、施設整備と福祉人材の確保・育成が一体的に展開されるよう、福祉計画の策定と進行管理を行うこと
- ・特別養護老人ホーム待機者の実態を踏まえた施設整備計画の検討を行うこと。空床状況と待機状況のミスマッチによる稼働率低下を防ぐため、利用希望者が正確な情報を得るための情報発信を行うこと

**【公的価格の是正】**

- ・ 地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差を是正すること

**【障害福祉サービス体系の神奈川モデルの構築】**

- ・ 地域生活支援拠点等整備の中で、障害者支援施設を、地域生活を支える循環型サービス（通過型含む）のセーフティネットに位置付けること。併せて、時代に即した施設整備（小規模分散・個室・ユニット化等）を計画的に実施するとともに、県立施設（指定管理施設含む）と民間施設との役割分担を明確にすること。こうした整備を通じて、ライフサイクルのニーズに対応した障害福祉サービス体系を神奈川モデルとして構築すること

**【日常生活自立支援事業の体制整備】**

- ・ 成年後見制度と並ぶ重要な制度の一つであり、成年後見制度等の権利擁護支援への入口として日常生活自立支援事業の安定した事業運営に向けた基盤整備として財源の確保を図ること。
- ・ 県当事者目線の障害福祉推進条例では、地域生活における権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業が重要であり、この体制が十分に確保されるよう、補助額の拡充を図ること
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画で想定する日常生活自立支援事業の実施体制の強化に向けて、国庫補助基準額の増額を図ること

**【町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備】**

- ・ 生活困窮となった相談者が地域で孤立することなく、居住する身近な圏域で安心して相談・支援を受けることができる体制整備を図ること

## 6 包括的な支援体制の推進

- 孤独・孤立など生活のしづらさ・生きづらさを抱える人への支援に向けた、分野を超えた連携・協働の体制づくり
- 地域住民が主体となって行う、地域生活課題の解決に向けた支えあい活動を促進するための支援の充実
- セルフヘルプ・グループへの理解促進と活動しやすい環境の整備

### ■ 課題認識

- これまでの制度では対応できない問題が顕在化する中で、特に孤独・孤立への対応が求められており、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた取り組みが重要になっている。
- 民生委員・児童委員の中には生活に課題を抱えた住民に対して、行政から見守り活動の依頼を受けて、同じ住民としての関わりとともに、必要な制度へのつなぎ役となるなど丁寧な関わりが行われているが、複雑化・深刻化した相談対応への負担が大きくなっている。
- 市町村によっては、地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、民生委員・児童委員と連携して、複雑化・深刻化した相談に対する支援が図られている事例が見受けられる。こうした連携の仕組みは、地域住民の安心した生活と、民生委員活動の負担軽減にもつながっているため、市町村の状況に合わせた、コミュニティソーシャルワーカーの配置が求められる。
- 福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、定められたサービス・制度を、相談者・利用者には当てはめていくような支援とならざるを得ない場合がある。専門職である職員は、そうしたサービス提供への疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、疲弊している様子が見ええる。職場、職種の枠を越え、相談者・利用者が暮らす「地域福祉」を軸とした研修・交流の機会が必要である。
- 言葉が通じないだけで行政や福祉事業所から利用を断られることがあり、適切なサービスにつなげることができない外国人高齢者がいる。外国人高齢者に対応している事業所もあるが少数であり、対応している事業所の情報は集約されていない。見落とされがちな課題であり、行政、福祉関係者の課題感は少ないと思われるが、神奈川県は全国で4番目に外国籍県民が多く暮らしており、今後10年間を見据えると、今から取り組むべき課題として認識する必要がある。
- 「認知症基本法」が令和5年に成立したが、認知症の正しい理解が行き届いていない現状がある。認知症の人が何もできない人と思われたり、介護家族が介護離職しなければならない状況になったりすることがあり、多くの住民に認知症を正しく、自分事として理解されることが必要である。
- 包括的支援体制の構築の要素の一つである地域づくりは、地区社協や民生委員・児童委員、子ども食堂など居場所づくりに関わる地域住民、社会福祉法人、企業など、多様な主体の協働で進められることが必要である。
- セルフヘルプ・グループ（SHG）についての認知度が低く、もっと早くつながりたかったという声がある。また、SHGからは、必要な人に情報を届けたいが、それに対して、行政や専門職、関係機関・団体のサポートを受けにくいという声がある。SHGについての理解促進をより一層進める必要があり、福祉分野だけではなく、行政機関、医療や教育などの他分野との連携・協力が必要となっている。

## 福祉関係者に期待される取り組み

---

- ・ 県社協経営者部会、市町村社協部会が協働し、社会福祉法人同士が地域を基盤にネットワークを形成することによって、単独で対応することが難しい福祉課題に対応できるよう、令和5年度より「地域ネットワーク強化事業」を開始した。地域生活課題の解決に向けて、市町村社協と社会福祉法人との協働による取り組みを、継続して展開することが期待される。
- ・ 生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業等の推進の中で、市町村社協には、これまでの地域での支えあい活動推進の実績を生かし、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の中核的な推進組織として、より一層の役割が期待される。
- ・ 福祉従事者は、地域において各々の専門性と施設機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組むにあたり、知見を深めることが必須である。地域や施設種別の枠を超え、多様な視点からソーシャルワークを捉え、地域福祉についての共通認識を作り上げていく学びの場を積極的に作ることが期待される。
- ・ 外国人高齢者が、必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、多文化を理解した相談・支援の対応力の向上を図ることが期待される。
- ・ 市町村域で、行政、社協、関係団体が連携し、外国人を含めて誰もが地域での役割を持ち、安心して生活できる地域づくりに向けた協議や、生活を支える必要な取り組みを図ることが期待される。
- ・ 相談支援機関・団体等の福祉・医療関係者には、SHGの可能性・価値を理解し、困りごとを抱えた相談者とSHGをつなげる取り組みや、SHGの活動をサポートすることが期待される。

## 行政に求められる取り組み

---

- ・ 市町村は、多様化、複雑・複合化する住民の生活課題の解決に向けて庁内連携を図り、市町村社協および関係機関・団体などの、地域福祉の担い手との連携・協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進すること
- ・ 市町村は、住民の生活圏での相談支援を担い、住民が主体となった支えあい活動を促進する専門職の配置と育成について、地域の状況に合わせて取り組むこと
- ・ 県は、市町村での包括的支援体制の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供を行うとともに、市町村での取り組みに差が生じないよう、市町村の検討段階から具体的な助言や財政支援など、構築に向けた支援に取り組むこと
- ・ 高齢期を支える環境づくりに向けて、外国人高齢者の総合相談支援の窓口設立と、福祉・介護に通ずる通訳者の養成、派遣システムに関する取り組みを図ること
- ・ 誰もが暮らしやすい社会に向けて、マイノリティや福祉的支援の当事者への偏見からの脱却が求められる。行政機関として、県や市町村職員がSHGへの理解を深め、普及啓発、活動する圏域での運営サポートを図ること

## 第2部 共通目標



共通目標は、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会を目指して、神奈川の福祉関係者が共通して取り組んでいく目標です。

## 共通目標 これからの神奈川の福祉のあり方 ～社会関係性の再構築を目指して～

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き活きと暮らせる社会を創造すること

### 1 共通目標に対する政策提言委員会の取り組みと本会活動推進計画への位置づけ

政策提言委員会では、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会を目指して、社会全体に対して政策提言を行ってきたが、令和3年度は、これまでの政策提言委員会の活動で得られた福祉関係者の声を元に、分野や種別に拠らない共通目標「これからの神奈川の福祉のあり方」を定め、取り組んできた。

令和4年度には、共通目標に対して関係者が協働して取り組むべきことについての意見集約を行った。ここでは、福祉関係者が、共通目標の根底にある「生活のしづらさ、生きづらさを抱えながら孤立している人」や「自ら声を上げられない人」の存在に着目し、分野を横断した福祉課題に関心を寄せていることが分かった。

さらに、令和5年度の調査では、共通目標に向かって計画的に取り組むべきという複数の意見を受け、福祉課題に対して具体的に進めるため、「県社協活動推進計画（R6～R10）」の中で対応することとした。

県社協活動推進計画では、活動を進めるための4つの推進の柱のほか、政策提言活動等から把握された現場のニーズや社会的背景を踏まえ、分野横断的に取り組む課題として3つの重点課題を設定した。

#### (1) 県社協活動推進計画（R6～R10）における重点課題

##### 重点課題1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進

市町村域において包括的な支援体制の整備が進むよう、継続して重層的体制整備構築支援事業を行い、さらに市町村社協と社会福祉法人が連携した地域でのネットワークづくりを進める。また、ともしび基金を活用したボランティア団体等との協働による取り組みなど、広域的な観点から多様な主体が協働する機会をつくる。

##### 重点課題2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実

生活困窮世帯、ケアラーとその家族など、地域の中で孤立している生活のしづらさ・生きづらさを抱えた人々が、自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切な支援につなげるため、支援のネットワークづくりに取り組む。

##### 重点課題3 福祉サービスを支える人材の確保・定着

人口減少に伴い、福祉人材の不足が社会的な課題となる中で、法人・事業所や関係機関・団体と連携し、人材確保・定着に向けた取り組みを着実に進める。

重点課題2「一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実」では、生活のしづらさ・生きづらさを抱える人たちが自分らしく安心して暮らすことができるよう地域での個別の支援やそのネットワーク形成の支援を行っていくが、そこから把握された地域生活課題を地域の中で包括的に受け止める支援体制の整備につなげ（重点課題1）、加えて支援体制を支える基盤となる人材確保・定着を進める（重点課題3）。

## (2) 重点課題関連事業

また、本会では、重点課題に関連する取り組みとして、疾病や障害、依存症、精神障害、犯罪被害や遺族など、様々な生きづらさ、共通の問題を感じる人々が自主的につながり、共感の中で悩みを打ち明けたら、社会に理解を広めるセルフヘルプ・グループの活動を支援している。

### 重点課題関連事業 セルフヘルプ・グループ (SHG) への支援

問題に直面し、孤独に悩みを抱えている人が共通の悩みや問題を持つ仲間と出会うことで、気持ちや情報を分かち合いながら生きる力を取り戻すことができる SHG について、その自主的な活動を通じて力が発揮されるよう、そして活動への理解と協力の輪が広がることをめざして支援を行う。

これら、県社協活動推進計画の重点課題や関連事業を通して、個別支援から地域支援へつながる「地域を基盤としたソーシャルワーク」の取り組みを進め、社会関係性の再構築を目指し、共通目標を実現するための取り組みを引き続き行っていくこととする。

## 2 令和6年度の共通目標に関する課題把握調査まとめ

### 課題把握調査 (項目)

- (1) 共通目標の実現にむけて取り組んでいること
- (2) (1) を取り組む上での難しさや課題となること
- (3) 共通目標に関する意見

#### (1) 共通目標の実現にむけて取り組んでいること

##### 地域における居場所づくり、つながりづくり

①	犯罪者等を対象とする更生保護施設においては、特に、対象者の地域社会での居場所づくりが重要と考えます。したがって、できれば、この対象者を福祉施設へ繋ぎ、支援者を得た中で、地域社会に馴染ませていく姿が、最もよいソフトランディングであろうと思慮します。(経営・更生)
②_1	地域ケアプラザのコーディネーターの方を中心に、中高生の居場所づくりを目的に、夏休み・正月休みと子ども達の学校が休みの時に始めてみた。今後の動きを模索しながら一歩始めたばかりである。(母子)
②_2	貧困の救済だけでなく、また地域との関係づくりとして、子ども食堂を他社会福祉法人、NPO 法人等協賛している。(母子)
③_1	新型コロナウイルス感染症が令和5年5月より5類に移行したことで、この4年間停滞していた社会の交流や社会経済活動がようやく動き出しました。この空白の4年間を取り戻せるように、改めて人と地域のつながりを強くしていきたいと思っています。しかし、コロナは消失したわけではなく、現在も陽性者が出ています。基礎疾患のある方が多い利用者の重症化リスクを考えると慎重に対応せざるを得ませんが、徐々にコロナ前の活動を少しずつ再開しています。(障害)
③_2	障がいのあるご本人が地域に出て活動することが重要です。「知ってもらうこと」「理解してもらうこと」から「ともに生きる」社会は始まります。就労支援及び生活介護の自主製品・アート作品の生産、創作、販売で地域の行事・イベントに参加しています。スポーツ、文化の活動を余暇支援として実施しています。地域自治会、市民活動等の行事・イベント・防災活動等にも参加しています。(障害)

④_1	令和 6 年 1 月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、同年 4 月には孤独・孤立対策推進法と改正児童福祉法がそれぞれ施行され、民生委員児童委員を含む関係機関には認知症の方や孤独・孤立の状態にある方、妊産婦・子育て世帯・子ども等の尊厳を保持しつつ、支援に取り組むことが求められています。(民児協)
④_2	民生委員児童委員は地域の「身近な相談相手」として、これら制度・施策の動向をふまえながら、これまでと同様に幅広い世代の住民と地域の関係機関・団体とをつなぐ役割を果たすことがより一層求められている一方で、なり手不足は深刻な状況にあり、その確保は引き続きの課題となっています。(民児協)

#### 本人の思いや意思を聞き、意思決定・意思表示を支える

①_1	施設内では切れ目のない支援を心掛けている(母子)
①_2	一人一人の考え方、価値観の違いを尊重し、認めるようにしている。情報提供を行っている。(母子)
①_3	自立支援計画書の作成(母子)
①_4	子ども、母それぞれが自分の意思を表明できるよう、自立支援計画作成のための面談を丁寧に行うことや、普段からコミュニケーションをよくとって、話しやすい環境をつくること。(母子)
①_5	自分の居場所を失った方に対して、なるべく早くお受入れをしている。(母子)
②	一人一人に大切に寄り添って、子どもたちが安心して園にきてくれること。(保育)
③_1	県内の施設・事業所では意思決定支援にも取り組んでいます。(障害)
③_2	知的障がい者に対して言語でコミュニケーションを取ることに困難さがある方に視覚的な情報で伝えたり、活動等を選択することが出来るように工夫しています。また、清掃や資源回収の作業を通して地域に出ています。(障害)
④	認知症の当事者が発言していることに耳を傾けて、当事者の意見や要望を聞くことです。(認知症の人と家族の会)
⑤	高い倫理観を持ち、利用者の視点に立ち、尊厳を重視したケアマネジメントを実践すること。(県介護支援専門員協会)

#### 理解促進・啓発活動

①_1	「すべての住民」に含まれる県内自閉症児者の意思決定に向けては、当会の人材育成事業「自閉症療育者のためのトレーニングセミナー」において、実際の自閉症児者に対し、どのように彼らの意思や尊厳を尊重した支援を行えば良いかを受講者に伝えている。(県自閉症協会)
①_2	4/2 の世界自閉症啓発デーには、自閉症児者が生き生きと暮らせる地域社会をめざし、自閉症の理解を求める活動を継続している。(県自閉症協会)
②	地域活動支援センターの安定的な運営は、掲げられている共通目標の実現において不可欠であると考え、あらゆる機会をとらえ、市町村事業である地域活動支援センターの役割の重要性を訴えている。(県障作連)
③	SHG とは、疾病や障害、依存症、精神障害、犯罪被害や遺族など、様々な生きづらさ、共通の問題を感じる方々が自主的につながり、共感の中で悩みを打ち明けたり、問題解決のために経験や情報を分かち合い、相談活動や社会に理解を広める活動を行うグループであり、まさに共通目標と重なる活動と言えます。 地域共生社会を国が提唱する以前より、支援する側・される側を越えて、ともに支え、ともに生きるための取り組みをしている先駆的な取り組みでもあります。 人が社会関係性の中で生活してくための場の提供を行っているという側面からも捉えることができる SHG を、ソフト面・ハード面の両面からサポートすること自体が、共通目標に向けた取り組みとしてとらえることができると考えています。(県社協 地域福祉部)



## 仲間同士の語りの場づくり、仲間づくり

①	会としては会員(仲間)を増やし、より多くの声を集めたいところであり、研修会などを通じて会の活動をアピールしている。また、本人活動の動きを応援し、少しでも障害者の活動範囲や活躍の場が広がることを願っている。(県手をつなぐ育成会)
②	孤立や否認からの解放。精神障害当事者の語り合いの中で、病気からの回復。さまざまな啓発事業を通じて、社会との関わりを深める。(県断酒連合会)

## 要望活動、問題提起

①	毎年県に提出する要望書は、県内 11 地区の自閉症児者家庭で、主に地域生活を送るために障壁となっていることを抽出している。(県自閉症協会)
②	会を構成している会員の中には、生活介護や就労継続 B 型事業所の方等がいます。最低賃金が全国で 2 番目に高い神奈川県内において、最低賃金は一緒であるにもかかわらず級地によって報酬が異なることに関しても、集めたデータを基にあらゆる機会をとらえて問題提起を図っている。(県障作連)

## 地域における多様な人材の活用

①	弊園では、高齢者の保育ボランティアを市町村社会福祉協議会と協働して行っている。現代社会では、核家族化が進んでおり、本来継承されるべき伝統や知恵などが失われつつあると感じる。また、昔ながらの遊びや虫や植物の知識など、若い保育士に不足している部分を補ってくれる高齢者の存在は大きい。子ども達も普段見慣れない高齢者と触れ合うことで、高齢者に対する思いやりが育ち、高齢者もまた人手不足が深刻な保育所が行う散歩に参加し、ウォーキングをしたりすることはフレイル予防にも効果があると考えている。(保育)
---	--

## 本人らしい生活や家族に対する支援

①	要介護等の状態になった場合においても、介護サービスやインフォーマルサポートなどの支援を通じて、生活の継続と家族等への支援がサポートがされるようにすること。(県ケアマネ協会)
---	--

## ニーズに応じた情報提供・情報発信

①	ライフサイクルに応じて、対応したポータルサイトを構築しており、その入り口としての機能を担っている。(かながわ福祉サービス振興会)
---	--

## (2) (1) を取り組む上での難しさや課題となること

### 社会や地域に関する課題

①_1	地域でのニーズを把握しにくい。(母子)
①_2	関わりや接点を持つ事に困難がある。(母子)
①_3	利用者が施設にいながら地域社会と接点を持つことの難しさを感じている。施設から退所した後も生き活きた生活を送れるようにするためにはどうしていくべきか。(母子)
①_4	経済的貧困だけでなく、こどもの育ちには多様なリスクがある。どのように地域とつながって、要支援の家庭の発見につなげていくかが課題。(母子)
②_1	少子高齢化、人口減少社会を迎えて、地域の自治会、地区社会福祉協議会、子ども会、学校のPTAなど地域の団体が縮小、弱体化する傾向が顕著です。コロナ禍の停滞期間を経て活動を再開することは、

	それなりのエネルギーが必要ですが、気力体力の減退が感じられます。コロナ空白の4年間の負の影響は大きかったと感じています。地域の団体が縮小、弱体化する理由は、役員の高齢化で引き継ぐなり手が不足していること、定年65歳延長で現役世代が増えて時間の制約があること、共稼ぎの家庭が増えて時間に余裕がないこと、介護、子育ての事情、ひとり親の事情など、様々な要因が複合的に絡んでいる場合もあります。(障害)
②_2	現代は、高ストレス型社会、格差社会、生活困窮、深刻な環境問題、エネルギー問題、世界の分断による戦争リスクの増大があります。実際に世界平和を揺るがす侵攻がウクライナ、ガザ地区で起きており、それを止められない世界の現実があります。このような悲しい現実と人間の愚かさ、傲慢さを目の当たりにしています。このような状況の中で「ともに生きる社会」の実現に向けて模索することになります。(障害)
②_3	共通目標を実現するためには、すべての人が自助・共助・公助の役割を理解するとともに、「かけがえない命の尊厳」「生かされていることへの感謝の心」「多様性を認める心」を育てることが大事だと思います。子どもの頃からの環境、家庭教育、学校教育(インクルーシブ教育等)をはじめ、ライフサイクルにおいて社会で育み、交流し、地域の中で顔の見える信頼関係をつくることが重要です。(障害)
③	制度や専門職では対応できない、手の届かないところがフィールドになる SHG であるがゆえに、参画している当事者がマイノリティであることが多く、数字上の実績として結果を生むことは難しい。その意味や価値について発信し、波及させていくこと、そしてそこに実感を持って共感してもらうためには、見せ方や伝え方、発信の仕方に工夫が求められる。まずは関係機関・団体への理解啓発が必要であり、ともに発信する主体を広げる必要がある。(県社協 地域福祉部)

#### 福祉制度・施策上の課題

①	更生保護施設で在所させることができる期間が法で限定されています。ですので、例えば、高齢・障害で引き続き更生保護施設職員と同様な支援者が必要な対象者については、現場施設が協働して、更生施設等の福祉施設へ引き継いでいくことが肝要と考えております。(経営・更生)
②	級地問題に関しては、障害福祉サービス事業所だけではなく、介護保険をはじめ多くの事とかが関わっているため、課題解決に向けては越えなければならないハードルが多い。(県障作連)
③_1	そもそも介護や地域を支える専門職人材が不足している。(県ケアマネ協会)
③_2	社会背景などから、待遇面において企業との差が広がる一方であることから、エッセンシャルワーカーへの優遇措置などがあればと考える。(県ケアマネ協会)

#### 本人に対する意思確認や意見表明を支える上での難しさ

①	自ら意思を決定することに困難を抱える最重度の知的障がい者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように意思を確認することに難しさがあります。(障害)
②	当事者の気持ちや要望を発言できる人もいるが、発言できない人もいること。また、認知症は進行していく中で、当事者の意思を伝えにくくなっていくこと。(認知症の人と家族の会)

#### 当事者団体等の活動継続の課題

①	加齢による事業担当会員の不足、それが原因となる事業継続の難しさがある。会員の減少、事業に係る経費の不足、自閉症の子どもや大人を預かるサービスの不足。(自閉症協会)
②	育成会に限らず、高齢化で退会される方がいる一方、若い方の入会が少ない状況が続いている。取り組み継承の不安と、若い世代の課題を拾っているかが心配である。本人活動については、親の高齢化でサポートする人材が少ない事が今後も課題だと認識している。(県手をつなぐ育成会)

## アクセシビリティの課題

①	PC やスマホ等の操作が必要とされるため、自ら出来ない方にはサポートを要する。必要な情報にたどりつけているかの効果判定が難しい。(福祉サービス振興会)
---	---

## 支援や関り方の難しさ

①_1	子ども達へのアナウンス。年齢の幅を越えた交流(顔の見える関係性づくり)等々(母子)
①_2	必ずしも受容且つ寛容でない場合もある。(母子)
①_3	本人の意見を反映すること。(母子)
①_4	法的手続きそのものが困難であるケースは代行や案内が多く、手続きの意味を理解いただくことも困難が伴うことが多い。(母子)

## 施設の安全確保

①	子ども達が多く在籍しているので、身元のはっきりした信頼のおける方のみをお願いしたいと考えている。そこで、市町村社会福祉協議会に相談し、民生委員・児童委員を歴任された経験をお持ちの近隣在住の高齢者にボランティア登録及び保険に加入いただき活動に参加していただいている。(保育)
---	--

## 会員間で共通目標やその実践を共有する必要性

①	本会会員が上記の共通目標を認識し、課題やその解決に向けた実践等を継続して共有できる場を設けていくことが大切と考えます。(民児協)
---	--

## (3) 共通目標に関する意見

### 共通目標に共感する

①	地域社会は生活の本拠として大切です。前科者等にとっても、そこが居場所であることには変わりありません。共通目標に共感します。(経営・更生)
②	「ともに生きる」あるべき理想の社会の姿だと思います。すべての人が、感謝の心をもって、そのような社会を創ることを願います。(障害)
③	共通項目で掲げていることは、本当に大事なことなので、その実現に向けてあらゆる機会をとらえて訴えていきたいと思えます。(県障作連)

## 福祉関係者等の関係・連携強化

①	困っている人ほど声を上げられない。私たち当事者団体は、会員からだけでなく同じ立場の人がどれだけいるかを意識して、課題や要望を考えていきたい。そのためにも様々な立場の方達と話し合う事が大切だと考える。新たな気付きを得たり、状況を確認し、知識を更新し、提言実現に向けて当事者の代弁を続けていくつもりである。(県手をつなぐ育成会)
②	神奈川県社会福祉協議会との連携を強化し、地域の情報を共有しながら、誰一人として孤立しないまちづくりを目指していきたい。(かながわ福祉サービス振興会)

## 多様性を尊重できる社会をつくること

①	居場所は、その人の意思や尊厳が尊重されるための、「対等な人間関係」や「役割」がある場所なので、そうした環境を整備することが大切だと思う。(県自閉症協会)
---	--

②	当事者に関わることによって、家族や専門職の方、地域の方々が、当事者を理解し、尊重していくことが大切だと思います。(認知症の人と家族の会)
---	--

### 社会や地域社会の中で地域づくりを進めること

①_1	隣近所や地域の関わりが希薄になっている。(母子)
①_2	衣食住が欠けてしまうケースの方も多数おられる点をもっと強調してもよい。(母子)
①_3	親・保護者の課題は子どもに直結し、世代間を連鎖するため、社会全体で取り組んでいくことが大切。そこを断ち切るため、さらなる支援団体の連携が求められる。(母子)
①_4	区社協・ケアプラザ・民間団体等々での協働にて、年齢の壁を越えた交流、集いなどが自然な形で出来上がって行けると良い。(母子)
①_5	0歳から高齢者までが、互いに関われるイベントや手作り祭典など、顔が見える関係性の中で、それぞれの強みを活かせた、お互い様の関わりに繋がれたら良い。(母子)

### 福祉従事者の専門性の向上

①	要支援の家庭の発見に対するアセスメントの難しさ。職員のスキル向上が求められる。(母子)
②	色々な面で子どもたちが自信をもって思っていることを伝えられるようにしていきたいと思う。(保育)

### 社会資源の充実

①	ただ地域に住むだけでは地域生活とは言えない。障がいのある人が地域で生き活きと暮らすためには、GHや在宅生活、一人暮らしをするためのパーソナルな福祉サービスが十分に利用できることや、地域住民の理解が条件だと感じる。(県自閉症協会)
---	--

### 会員間で具体的な取り組み内容を検討する必要性

①	共通目標は据えつつも、具体的な取り組みを検討しやすくするため、年度ごとにテーマを設ける等も必要ではないでしょうか。(民児協)
---	--

ヨーロッパの社会福祉において、社会的排除が課題として議論されるようになってきたのは 1980 年代後半になってからであると考えられるが、日本においてこの議論が本格的にスタートするのは、それから 20 年以上が経過してからのことである。

2000 年に、介護保険制度の創設とともに社会福祉基礎構造改革がはじまり、それまでの措置制度に代わり、自立支援が社会福祉の考え方の中心に置かれるようになる。社会の側が一方的に支援の在り方を考え、決定する措置制度から、一人ひとりの主体的な考え方を大切に、「個人の尊厳」に基づき個人の自立を支援する社会的支援へと転換していく。しかしこのことは、個人の自律を強調しすぎると、人が社会的存在であることを失念した考え方となり、社会的支援を必要とする側にのみ焦点を当てた枠組みとなってしまう。支援には、支援する側の社会的コストの負担が必要となるが、これを社会として担う社会的合意が必要なことを忘れてはいけない。

人が支援を必要とするとき、これを担うのは周囲にいる他者であり、多くの場合、支援に伴い人の手間と物理的な費用という二つのコストが必要になる。人は、一人では生まれてこない。多くの人の中で生まれ、育ち、他者との関係をとおして喜びや悲しみに出会い、人として成長していく。人が生きていくということは、他者との社会関係性と切り離せないものであることを、私たちは今一度認識し、大切にすることが求められている。個人の尊厳を大切にすることだけを強調すること、他者との社会関係性と切り離して自律を考えることは適切ではない。

欧米では、個人の概念が成立する以前から、教会を中心とするコミュニティが存在し、このコミュニティが個人の成立の前提となっている。もちろん社会関係性の基盤としてのコミュニティを喪失した個人も存在するのだが、多くの人は教会を中心としたコミュニティを意識するまでもなく社会関係性の基盤としており、そのうえに時間をかけて個人の尊厳の考え方を積み上げてきたと考えることができる。

私たちの社会は、明治以降、古くからの伝統的な社会基盤としての寺社や集落という社会関係性から個人を切り離すことで近代的な都市を形成してきた。そして近代的な都市の存在を前提として、個人の尊厳を議論してきた。個人の自律が加速していくことで、人々の社会関係性に基づく対人援助が希薄化していく可能性がある。

日本を代表する社会学者であった見田宗介は『社会学入門——人間と社会の未来』（2006 年・岩波新書）の中で、「交響圏」と「ルール圏」という二つの社会の在り方を提示した。「社会の理想的なあり方を構想する仕方には、原的に異なった二つの発想の様式がある。一方は、喜びと感動に充ちた生のあり方、関係の在り方を追求し、現実のうちに実現することをめざすものである。一方は、人間が相互に他者として生きるということの現実からくる不幸や抑圧を、最小のものにとどめるルールを明確化してゆこうとするものである」（p172）見田は、この文章の前者を「交響圏」、後者を「ルール圏」とした。この二つの

概念は、ハーバマスの「公共圏」、ギデンズの「親密圏」を、見田流に言い換えたものと考えてよい。

見田は、すべての人がそれぞれにふさわしい「交響圏」につながっていることが望ましいと考えた。さらに、人がつながっている「交響圏」同士の葛藤（コンフリクト）を調整するために「ルール圏」が必要であるとした。この場合の「交響圏」は、家族、親戚、親しい友人などに代表される親密な関係性にある人々の集まりを指しており、比較的少人数の具体的に顔の見える関係性として想定することができる。「交響圏」と「ルール圏」は対立するものではなく、人の集団には二つの要素があり、集団の性格に応じてどちらの要素がどのくらい強いのか、またもう一方の要素をどの程度含んでいるかによって、集団の性格が異なることになる。

私たちには、できる限りその人にとっての「交響圏」を有していることが望まれる。この「交響圏」を、一つの社会と考え社会の中でその人にふさわしいポジションを確保することこそが、ICFの概念図における広義の「参加」（participation）の意味である。このようなことを背景にして、神奈川県社会福祉協議会では、次の共通目標を設定した。

「すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き生きと暮らせる社会を創造すること」

共通目標の実現に向けて、神奈川県社会福祉協議会としての取り組みや、県社会福祉協議会の会員である県内の福祉関係者の取り組みの状況が、今回の課題把握調査から少しではあるが、明らかになってきた。神奈川に暮らすすべての人々が、生き生きと暮らすことのできる社会づくりに向けて、ゆっくりであったとしても、着実に皆さんと歩みを進めていきたい。

## 第3部 各部会・協議会・連絡会の課題 制度・施策に求めること

本会各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第2種・第3種正会員連絡会等から上げられた課題や、制度・施策に求めたい事項をとりまとめました。

## 課題把握調査より抜粋

### 1 経営者部会 施設部会（協議会）

#### 1 経営者部会

##### ■ 提言・提言内容 ■

#### ① 社会福祉法人の使命である県民・地域の生活と命を守り、福祉課題の課題に積極的な取り組みが進められるよう、物価高騰対策、福祉従事者の処遇改善の早急実現

継続的な物価・燃料費の高騰により経営はひっ迫し、処遇改善を経ても依然として職員の給与水準は全産業平均と比較して低く、制度・政策において報酬が上げ止まっている状況からも、社会福祉法人等福祉施設の経営基盤は著しく脅かされていると言えます。

福祉サービスを必要とする方々に、滞りなく十分な福祉サービスを提供できるよう、物価高騰に耐え得る経営基盤の強化に向けた財政支援の拡充、報酬・公定価格・措置費等への適切な反映とともに、こうした状況を踏まえ、他産業と遜色のない更なる処遇改善の実現をお願いいたします。

#### ② 省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実【県域・更生】

厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムーズに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケースについて、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。

##### ■ 提言背景 ■

#### ① 私たち社会福祉法人等福祉施設を運営する法人は、必要とされる福祉サービスを安定して提供すると共に、地域の福祉課題に先駆的に取り組み、地域のセーフティネットとして機能し、住民から求められる存在としてあり続けることを使命としています。しかし、財源も人員も十分に確保できない状況では、その力を発揮し、地域に貢献することが難しい状況です。

物価高騰においては、全国経営協の緊急調査の結果によると、過去 2 期連続でガス代、ガソリン・軽油代、給食費・食材費などあらゆる費目で物価上昇の影響が生じ、2 年前の物価高騰前と比較し、1 施設当たり平均 1.25 倍で月額約 78 万円、年額換算で約 940 万円もの負担が生じているとのこと。福祉サービスに掛かる収入は公的価格で定められており、利用料の値上げ等、法人の裁量で定めることができず、法人の経営努力のみでは立ち行かない状況です。

この危機的な状況は人材確保・育成の難しさにも更なる影響を及ぼし、福祉サービスの安定的な提供が危ぶまれます。

#### ② 福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象者とは異質で怖い存在であり、あまり対象としない存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋がっていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムーズに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。



## 2 児童福祉施設協議会

### ■ 提言・提言内容 ■

#### 神奈川の社会的養育が抱える課題、子どもたちの現状を踏まえ、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できる社会的養育推進計画の策定と連携・支援体制の検討

- ・今後の社会的養護を必要とする子どもの数の推移の適切な算出と推進計画への反映  
当事者や里親、児童福祉施設の意見を充分取り入れ、児童福祉施設の定員数と里親委託数を算出し、国や議連の示す数値目標の達成が目的ではなく、神奈川の社会的養護として根拠をもった社会的養育推進計画が作成されることを望みます。
- ・人材確保、育成、定着への取り組み  
入所機能維持、多機能化、高機能化、地域支援に取り組んでいくためにも、人材確保・育成・定着は大きな課題であり、社会的養育推進計画と並行した取り組みが急務であると考えます。
- ・市区町村との連携の仕組みづくり  
児童福祉施設の管轄は県・政令市・中核市であり、市区町村とのつながりは少ないのが現状である。地域支援に取り組むためには、所管行政・市区町村・施設との連携の仕組みが必要です。
- ・里親支援の充実に向けた取り組み  
里親委託の拡充には、質と量が必要であり、そのための事業拡大として、フォスタリング機関、里親支援センターの更なる充実が望まれます。
- ・自立支援への取り組み  
18歳以降の子どもたちが地域社会で生き活きと暮らしていくためにも、18歳以降も子ども一人ひとりに合わせた自立支援が望まれます。自立に向け、進学・就労継続、やり直しのための支援が必要です。措置延長制度、児童自立援助事業、社会的養護自立支援拠点事業の確実な実施と拡充が望まれます。

### ■ 提言背景 ■

令和6年度は、後期社会的養育推進計画（令和7～11年）に向けての振り返りと後期計画策定の年です。

国・議連からは、家庭養育優先原則のもと、児童養護施設は家庭を支える地域支援や里親拡充のための支援を充実し、より家庭に近い形とするための小規模化、地域分散化が求められています。5年後には地域分散化した施設以外の本体施設は廃止すべき、例外として、ケアニーズが非常に高い子どもを専門的にケアする高機能施設を4人×4ユニットまでとするとの意見も出ています。

乳児院に関しては、地域支援機能を高めることとともに、乳児院新設の禁止や入所定数削減の声も挙がっています。そして、乳幼児の里親委託率は100%を目指すべきとの意見も出ています。

国が求める乳幼児里親委託率75%、学童期以上の里親委託率50%を令和11年までに目指すことは、社会的養護を必要とする子どもたちの行き場が不足する懸念があります。制度が虐待を生みかかない状況に繋がると言っても過言ではありません。

神奈川においては、一時保護所の定員超過、保護の長期化、高年齢児の保護の増加等の問題が顕著になっています。乳児院では医療的なケアが必要な乳幼児をはじめ、緊急な一時保護を数多く受け入れています。

そのような中、里親啓発、里親支援の充実が図られていますが、養育の質を担保しながらの里親委託の急激な増加は現実的ではなく、児童福祉施設が担う役割は、依然として高いものであります。国・議連が目指す数値を達成するためではなく、神奈川の子どもたちの現状をよく見据え、行き場のない子ども

たちが出ないよう、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるような社会的養育推進計画の策定が必要です。

### 3 母子生活支援施設協議会

#### ■ 提言・提言内容 ■

##### 母子生活支援施設の更なる活用を目指す。

母子生活支援施設は母子で入所できる唯一の児童福祉施設であり、子育て支援を進めながら、母子の生活と自立を支援しているが、年々施設入所率が低下しており、支援の必要性の高い母子世帯の利用につながらない現状がある。

関係機関と連携・協働を強化しつつ、時代のニーズに合わせて母子生活支援施設の機能のあり方やルールを見直し、地域における子育て支援の取り組みの強化をすすめる。

#### ■ 提言背景 ■

##### 【制度への組み込み】

国では児童福祉法改正により新たな事業のなかで母子生活支援施設の活用が明記され、困難女性支援法においても母子生活支援施設の役割が問われている。

このような社会的な動きがすすんでいるなか、従来の事業に加え、新たに求められる機能を行政の事業計画に組み込むため、各協議会や団体と連携を図り、関係機関に母子生活支援施設の役割、また強みを粘り強く伝える必要がある。併せて職員の処遇改善等、職員の支援や就労状況に見合う行政的支援が必須と考える。

##### 【職員配置の改正と増員】

多種多様化する複雑なニーズに細やかに対応し、更にはアフターケアも同時に実施している母子生活支援施設であるが、施設入所率の低下が進めば、職員配置や職員数の減少にもつながり、十分な支援が困難となる。

特に子どもの思いを尊重した自立支援計画は丁寧な職員との関わりが必要であり、入所世帯の安心・安全が入所中も地域での生活でも保障される支援の強化のためにも職員配置の改正と増員は必要。

##### 【関係機関概況調査・関係機関連絡会結果】

本協議会で行った『関係機関概況調査（行政母子担当者へのアンケート）』では、今後の母子生活支援施設の役割や機能の希望として、「施設のお試し利用」や「ショートステイ」「レスパイト」「妊娠中の受入支援」等が挙げられた。

また本協議会で行った『関係機関研修会』では行政母子担当者や児童相談所職員が参加。母子生活支援施設の対象はDV世帯だけではないことをアピールできたが、一方で「スマホの利用制限」のため施設の利用がしづらいという意見が多数挙げられた。利用者の安全を図りつつ、現代の事情に合わせたルールの見直しについても行政と協議し検討を引き続き行う必要がある。

## 4 保育協議会

### ■ 提言・提言内容 ■

#### 【人材確保について】

##### ①人材確保と職員確保の配置と報酬

- ・少子化によって職員の確保が難しくなっているため、ハローワークも主に考えていただきたい。
- ・株式会社との関わりについて

#### 【処遇改善、公定価格について】

##### ②保育の質の維持・向上及び職員の確保育成定着といった「保育の質」の観点から保育の実態を反映したさらなる公定価格の充実

##### ③保育士の人材確保・育成・定着に向けた処遇改善の充実と事務簡素化

##### ④級地格差の是正

##### ⑤物価・光熱費高騰に対する費用について

- ・こどもまんなか社会を実現するにあたって、保育者の質の維持向上は必要不可欠であるが、以前から保育者の賃金は全産業平均には届かず、人材の定着が難しい。今の保育の実態を反映したさらなる公定価格の充実を望む。
- ・保育者の賃金については、依然全産業と比較すると低く、さらなる処遇改善の充実が望まれる一方、処遇改善における園の事務業務が複雑化しており、業務圧迫している。
- ・県内においても公定価格に係る地域区分に違いがあり、園運営や保育士待遇に違いが出ており、場合によっては地域流出の原因ともなっているため、格差是正を望む。
- ・物価及び光熱費が現在も高騰しているため、安定運営が可能となるよう公定価格に高騰分の上積みを目指す。
- ・産休、育休を取得しやすい環境を整備できるよう、産休育休代替職員の確保のため派遣会社を利用した場合に生じる人件費負担増により、新たな補助金を創設してほしい。

#### 【配置基準、利用定員について】

##### ⑥さらなる配置基準の充実と保育者が日々省察できる時間の確保

##### ⑦地域の実情に合わせた柔軟な利用定員の調整

- ・3、4、5 歳児の配置基準が改定されることとなったが、0、1、2 歳児を含む全体的な配置基準の改定がされることによってより丁寧な子どもたちとの関わりに反映することができる。また、改定には保育者が日々の保育の省察が出来る時間(ノンコンタクトタイム等)を考慮した配置基準の改定を望む。
- ・地域の待機児童等の実情に合わせた柔軟な利用定員の調整を望む。

#### 【その他】

##### ⑧保育士をはじめとする、社会福祉従事者が、子どもを産み育てることを選択できる社会の実現

##### ⑨「こどもまんなか社会」に向け、こども子育て家庭保育者の意見が反映された施策の実現

- ・子どもや子育て家庭、支援する保育者等の置かれている環境や意見を尊重したやさしい社会環境づくりの実現

## ■ 提言背景 ■

### 【人材確保について】

- ・職員を雇用するのに株式会社を使うととても高く驚く。
- ・紹介で採用した場合でも、すぐに退職することもあり大変である。

### 【処遇改善、公定価格について】

- ・現在、こどもに対する丁寧な関わりやその内面に配慮する等保育者の関わりに対する丁寧さが求められる一方、命を預かり、育ちの育みを援助する業務に対する賃金が公定価格だけでは現状の満足いく給与には低く、人材確保がかなり厳しくなっている。また、確保しても、業務負荷による離職も加速化している。人材の確保、育成、定着し保育の質が維持向上できるよう今の保育の実態に沿った、さらなる公定価格の充実をしてほしい。
- ・現状、保育士の賃金については処遇改善Ⅰ、Ⅱ、Ⅲといった形で上乘せされているが、その為の申請や報告等が繁雑化しており、園の事務業務を圧迫している。そのため申請しない園も出てきており、より賃金の格差が出てきている。申請報告業務を簡素化し、法人の負担すべき法定福利についても負担軽減等行い、保育者一人一人にいきわたる処遇改善施策を行ってほしい。
- ・公定価格に係る地域区分については、神奈川県内においても違いがある。そのため、園運営や保育士待遇にも違いが出ることになり、県内においてもより待遇の良い地域や都内への流出の原因ともなっている。県内においては安定した園運営と保育士の流出防止の観点から同一の級地を望む。
- ・物価及び光熱費が高騰しており、依然下がる様子はない。高騰分に関して単年度の補助金が出ているが、安定運営のためにも高騰分を公定価格に上積みしてほしい。

### 【配置基準、利用定員について】

- ・最近ではグレーゾーンの子どもの増加やデジタル社会における親子の関わり不足からくる情緒不安定などにより、暴力的な行動をとる子どもも増えており、労働災害も発生している。そのような状況下で、保育士は他の職員に迷惑が掛からないよう、休むことを躊躇する傾向がある。自園の負担でできる限り多く雇用するよう努めているが、近年では毎年収入より支出が上回る状況である。結婚し子どもを持ちたいと考えている職員が多いが、産休育休代替職員の確保が難しい。
- ・今の多様化する就労形態や様々な家庭環境の子どもたちを保育するにあたって、現状の配置基準ではかなり無理がある。今回改定されることとなったが、年齢が限定されている事、保育者の個々の子どもたちへのかかわりがより重要視されるにあたり、そのかかわりが実際の保育において出来るよう全体的な配置基準の改定と保育者の質の維持向上、保育の省察の時間が確保できるような基準配置の検討を望む。
- ・地域によっては、0歳児の受け入れが極端に少ない状態で通年運営をしている。定員を下回った形では園運営が厳しいため、実情に合わせた各年齢の利用定員の調整を可能としてほしい。市町村においては、利用定員の許認可が可能となっているが柔軟な対応については行っていないのが現状である。

### 【その他】

- ・「こども基本法」が施行され、「こども未来戦略方針」が決定されるなど、こども施策を総合的に推進することになった中において、主体であるこどもやその子育て家庭・支援する園・保育者等の現状を踏まえた意見や考えを尊重し、社会や労働環境が子育て、子育てに優しい環境となる施策の実現

## 5 老人福祉施設協議会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### ① 特別養護老人ホームの安定的な運営に向けた、「真の待機者の把握と入所状況に関する情報発信」及び「物価高騰にかかる継続的な支援」の実施

##### ・真の待機者の把握と入所状況に関する情報発信

特別養護老人ホームの待機状況を理由に入所希望者が利用を断念することがないよう、待機者状況の把握と正確な情報発信に向けた取り組みが必要です。

空床や稼働率低下の解消による安定的な施設運営は、公的な役割を担う特別養護老人ホームが施設機能を維持するために必要不可欠です。「2019年度神奈川県特別養護老人ホーム実態調査報告書」でも提言した、真の待機者の実態を踏まえた施設整備計画の検討とともに、空床状況と待機状況のミスマッチによる稼働率低下を防ぐため、利用希望者が正確な情報を得るための情報発信についても検討すべきであると考えます。

##### ・物価高騰にかかる継続的な支援

物価高騰による収益への影響は依然として大きく、独立行政法人福祉医療機構が行った「特養の2022年度の経営状況に関するレポート」において、従来型はの48.1%、ユニット型の34.5%が赤字であり、主な原因は、利用率の低下と水道光熱費の増加によるものであることが指摘されています。令和6年度介護報酬改定ではプラス改定となるものの、福祉施設・事業所の収入は、公的価格で定められており、法人の判断で利用料の値上げ（価格への転嫁）をすることもできません。安定的な施設運営のため、物価高騰にかかる継続的な支援をお願いします。

#### ② 人材採用、すそ野の拡大に向けた関係機関との連携

##### ・公立小中学校との連携と「福祉教育」への支援

人材採用においては、県内介護福祉士養成校との連携を図っていますが、その数は減少傾向にあり、人材不足が恒常化している現状では、将来を見据え、介護の仕事を志す人を増やす土壌が必要です。

現在は高校生・大学生等のインターシップの取組はありますが、機会がないと触れることのない「福祉」や「介護」について、就職や進学を考える時期よりも前に体験してもらう事が重要です。まだ知られていない仕事の役割や魅力を伝える機会として、幼少期に福祉に触れる機会を定期的に持つことが、未来の人材確保につながると考えます。小中学校との連携により「福祉教育」のプログラムにそうした機会を取り入れていただきたいと思えます。

##### ・介護の仕事を知る機会の工夫とハローワークや福祉人材センター等との連携

求職者が介護の仕事での働き方やキャリアアップ等についてイメージできるような、情報提供の方法や媒体の工夫が必要です。また、地元での就職を希望する方に地域の施設を知ってもらえるよう、説明会等の場への施設の主体的な参加も求められます。老人福祉施設協議会とハローワークとが協働して説明会を運営している地域もあり、地域の状況を踏まえた取り組み及びハローワーク等をはじめとする関係機関とのより緊密な連携が必要であると考えます。

#### ③ 施設での災害対応及び福祉避難所等に関する平時からの情報共有、連携体制の構築

令和6年4月の業務継続計画（BCP）策定の義務化に伴い、計画策定とともに、職員参集方法や備蓄品保管場所の見直し等、災害を想定した具体的な検討が行われています。計画が実行性のあるものなのか、策定後も継続的な検証・検討が必要です。

また、災害時には、自施設の運営だけでなく、地域や施設間での連携、福祉避難所としての役割も求められます。しかしながら、複数施設を持たない法人や県外法人施設など、他施設との連携に不安を感

じる声や福祉避難所として指定されていても、被災した状況でその役割が担えるのかという不安の声などが聞かれています。

災害対応については、各施設が手探りの状況で取り組んでいます。そのような中では、平時からブロック間、施設間での情報共有を行い、顔の見える関係を築いていくこと、他施設での課題・取り組みや被災施設の経験等を自施設に置き換えて考える機会を持つことが、災害対応への啓発にも繋がっていきます。

福祉避難所については、今般の令和6年能登半島地震での開設状況等を踏まえながら、各自治体においても災害時の施設との連携体制について推進してもらいたいと考えます。

## ■ 提言背景 ■

①特別養護老人ホームは、社会福祉法人が運営する施設として、単に生活環境の場を提供するだけではなく、ソーシャルワーク機能も併せ持つ施設です。有料老人ホームやサ高住が増加する一方で、公的役割を担う社会資源が有効に活用されるべきですが、特別養護老人ホームの多くで待機者減少が続いており、稼働率の低下が収益を悪化させています。入所先の検討にあたっては、「特別養護老人ホームは待機者が多く、入所までに時間がかかる」との認識により特別養護老人ホームの利用を断念し、有料老人ホームやサ高住への入所に至るケースも少なくありません。その背景には、インターネットでの施設検索が主流になる中で、紹介業者等により、有料老人ホームやサ高住の情報の方が得られやすいという状況があります。

特別養護老人ホームの特徴・役割や実際の待機状況について、正しく現状を伝えられていないことが課題ですが、そうした情報を広く入所希望者に伝える媒体や体制が整っていないのが現状です。

②人材不足は施設運営上ベッド稼働率低下を引き起こし収支に大きな影響を与えています。人材募集及び雇用コストにおいても、人材派遣・紹介会社を通じた雇用を行わざるを得ない状況にあり、紹介手数料については25～35%（100万円前後）と高額であり、人件費率の高騰を招いています。

人材不足への対応として、業務の効率化・合理化を目的に積極的なICT導入や介護ロボットの活用に取り組んでいますが、それらによる現場職員の負担軽減にも限界が生じています。外国人介護職員（技能実習生）についても特定技能へ移行するにあたり人材の流動化が始まっており、安定的な人材確保には至っていないのが現状です。

また、新卒雇用に関しては県内介護福祉士養成校の生徒数が減少し定員割れを起しているとの声も聞かれています。採用場面において、求職者からは、小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」などが関心を持つきっかけになっているという声も多くきかれ、将来を見据えたすそ野の拡大に関する取り組みが必要です。

③令和6年4月より、業務継続計画（BCP）の策定及び研修、訓練等の実施が義務化となり、各施設においては、災害対応への意識も高まっています。しかしながら、策定したBCPの実行性や福祉避難所としての受け入れ態勢については、各施設が試行錯誤しながら取り組んでおり、検証・検討が不十分な点も多く、災害時の施設運営への不安は拭えない状況です。

## 6 障害福祉施設協議会

### ■ 提言・提言内容 ■

①障がいのあるご本人のライフサイクルにわたる支援における神奈川モデルの構築について

障がいのあるご本人のライフサイクルにわたる支援については、ご本人の意思決定による望む暮らしと日中活動（仕事）を選択できる多様なサービス体系が必要です。年齢に応じてご本人のニーズは変化し

ていきます。次のライフステージに進むための準備期間、再チャレンジするための充電期間、心身の状況に合わせた安らぎの期間などに提供される適切な支援は、循環型サービス（通過型を含む）であればこそ実現できるものと考えます。市町村の地域生活拠点等整備の中で、障害者支援施設は地域生活を支える「地域拠点ホーム」「防災の拠点」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしのひとつの形として循環型サービスのセーフティネットに位置付ける必要があります。合わせて時代に即した施設整備（小規模分散・個室・ユニット化等）を計画的に実施し、県立施設（指定管理施設含む）と民間施設との役割分担を明確にして、上記の障害福祉サービス体系を神奈川モデルとして構築していただきたい。

### ②福祉人材の確保、定着、育成について抜本的な対策の必要性について

福祉人材の確保、定着、育成について抜本的な対策が必要です。福祉サービスの維持、充実にはマンパワーが不可欠ですが、コロナ 5 類移行後の一般企業の賃上げ傾向は、公定価格サービスである福祉業界との賃金格差をさらに広げ、人材確保は今までに増して厳しい状況となっています。さらに確保できたとしても昨今の転職を誘導するような社会の風潮は定着を難しくしており、以前通りの認識では通用しない時代になっています。よって、エッセンシャルワーカーとしてのやりがいを社会へ発信するとともに福祉・介護職員処遇改善加算をはじめとする法制度の充実を図り、官民一体となり様々な方策をとらなければなりません。人材不足による福祉サービスの質と量の低下は、障がいのあるご本人の安心した生活、活動等を脅かす深刻な問題を引き起こします。

### ③級地格差の是正について

神奈川県内の最低賃金は同一であるのに、地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差を是正願いたい。現在の地域区分の等級により報酬単価を決める制度だと、同地域内での格差が生じ、等級の低い地域は不利となり、事業所の運営や職員の採用等に影響を及ぼします。

### ④地域共生社会の実現に向けて取り組むための諸制度の推進と啓発

「ともに生きる社会かながわ憲章」及び令和 5 年度に施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」にあるように県民総ぐるみで地域共生社会の実現に取り組む諸制度の推進と啓発を望みます。変革の時代を迎え、情報伝達と業務効率化のための ICT 化、介護負担軽減のためのロボット導入などを障がい分野においても神奈川県として推進願いたい。また、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による単価切り下げ等の事業ごとの問題点において、現状のサービスの質と量が維持できるように神奈川県としての加算補助制度等を創設願いたい。

## ■ 提言背景 ■

### ①神奈川モデルの構築について

- ・神奈川の福祉は、コロンはつくり、県全体の分散型で支えていくという施設整備方針のもと、分散した入所施設を拠点にグループホームが地域に広がっていった歴史があります。国の制度化の前にグループホーム（当時は通勤ホーム・生活ホーム）や地域作業所などの事業を、県単独補助事業として取組んできた福祉先進県です。このような流れの中で、神奈川県障害者支援施設の入所者数は全国でも人口比で最も少なくなっています（第 6 期神奈川県障がい福祉計画によると、入所者数 51.7 人/10 万人、神奈川県のグループホームの利用者 10,016 人は入所施設の利用者 4,778 人を大きく上回っています）。国際連合の障害者権利条約の勧告や国の一律的な指針とは別に、このような神奈川の状況も踏まえてセーフティネット体制を組む必要があります。

- ・ご本人の意思決定の象徴は、神奈川県知的障害者施設団体連合会で利用者ご本人とともに作り上げた「あおぞらプラン」です。1994年に知的障がい者の権利宣言を柱として権利擁護宣言、行動計画、オンブズパーソン活動で構成されているものです。当初の策定から30年の歴史があり、時代の変遷に合わせて改定しています。ご本人がライフサイクルの中で暮らしの場、日中活動の場、働く場を選べることが重要です。そのためには、ご本人の多様なニーズに応えるべく、多様な福祉サービスを重層的に整えることが必要であります。65歳問題、医療的ケア、強度行動障害、加齢児の対応、触法ケース、在宅障がい者の緊急対応体制等も含めて柔軟な循環型サービス（通過型を含む）、横断的なサービス（介護保険併用・共生型サービス）こそがご本人のチャレンジを応援するセーフティネットとなります。
- ・利用者の高齢化・重度化に加え、コロナ禍で体力が落ち、日常の通院が頻繁になっている現状があります。ある入所利用者は老人保健施設に移りましたが、声出しが理由で看られなくなったという理由で現在医療機関に入院中です。こういう方は増えるばかりで行く場所・居場所がない状況が生まれています。
- ・グループホームで癌を患っている方の看取りができず、近くのホスピスに引っ越しました。グループホームは、40、50代の利用者が多く、職員・看護体制については脆弱なので、住み続けることは難しいです。
- ・福祉施設は、地域の防災の拠点として機能するために、東日本大震災以降、BCPに取り組んできましたが、令和6年元日に発生した能登半島地震はまた状況が違うので、立地面等の課題を見直さないといけません。災害発生時の福祉避難所や受入協定施設等として地域防災のネットワーク強化に取り組んでいく必要があります。
- ・日本国内では少子高齢化、核家族化、複雑化する生活困窮の問題、障害のある方の高齢化・重度化、加齢児の問題など、一定数の方には入所施設・グループホームは必要不可欠でセーフティネットとして機能している実態があります。短期入所など地域生活を支える機能を備えた拠点施設でもあります。24時間365日地域生活を支える機能を担う入所施設は、今後老朽化していく施設が増えていきますので再整備が必要となります。時代に即した適正な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図るため計画的な施設整備が必要です。
- ・施設整備を進めるためには、施設整備補助金申請に係る国庫協議の優先順位の配慮が必要です。また民間の社会福祉法人にとっては、自己資金分となる借入金の償還金補助事業がなければ整備費の捻出は困難となりますので継続が必要です。
- ・県立施設、指定管理施設、民間施設は、それぞれ階層的に神奈川全体のネットワークの中で役割分担し、特に県立施設はそのセーフティネットの機能を担ってきたはずでした。しかし、民間にはない県予算の財源、指定管理料があるにもかかわらず、時代の変遷を経て検証された結果、虐待案件が判明し現実的にその機能は果たせなくなっており、福祉関係者をはじめ社会を落胆させました。令和5年度より施行された「当事者目線の障害福祉推進条例」で、県立施設は通過型施設の方針を打ち出し、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」が示されました。県立7施設のうち地方独立行政法人による運営が1施設、民間移譲が3施設、引続き方向性を検討が3施設と整理され、抜本的に変革する内容でした。とくに地方独立行政法人の運営になる「中井やまゆり園」には「福祉科学研究」「人材育成」の役割があるとありますので、民間施設として改めて連携のあり方を協議する必要があると思っています。
- ・昨今の民間営利企業の参入による福祉サービスの質が心配されています。報道にある通り、株式会社経営のグループホームでは食事内容の粗末さに加え、利用者負担金において実費を大幅に上回る食費を請求していたことが判明し問題となっています。この事例を受けて全国のグループホームを対象に利用者負担金の内訳、請求手続きに指導が入り、収支によって精算することになりました。また、このような民間営利企業のグループホームの現場の職員は素人でやっている実情も散見されます。既存の法人・事業所



は地域の中で一緒にやっついていけないといけない状況にありますが、このようなグループホームとの連絡調整は難しい場合があります。グループホームの在り方、地域の在り方を再考する必要があります。

## ②福祉人材の確保、定着、育成について

- ・人材確保については、労働人口の減少により全産業の喫緊の問題となっていますが、福祉業界では以前にも増して厳しい状況となっています。少子化のため学生数が減少しており、大手就職サイトを利用しても新卒学生の確保は難しく、既にインターンシップ等で進路は決まっているなど就活のあり方も変わってきています。中途採用で募集してもなかなか応募がないと人材紹介や人材派遣に頼るしかなく、その手数料や契約料は採用コストを押し上げています。また人材紹介で確保出来たとしても定着率は決して高くない現実があります。特に夜勤、変則勤務を伴う施設・事業所の職員の確保は難しく、同性介護の原則が懸念されます。地域移行としてグループホームの設置を計画しても夜勤等の職員が確保出来なければ運営は継続出来ません。人材不足は事業の選択と集中を促し、事業を一部縮小する法人も出ています。
- ・人材確保については、インセンティブになる就職支度金、採用に係る助成金・奨励金制度などの創設、充実が必要と思われます。
- ・福祉の仕事を目指すためには、子どもの頃から障害のある方と関わり理解を深めること、交流を図れるインクルーシブな環境が必要です。差別、偏見のない多様な価値観をもてるような教育環境、社会認識、家庭環境の推進を図りたいと思います。
- ・外国人雇用は、障がい分野ではまだ積極的ではありません。業務内容がオムツ交換、食事等やるのが単一的であればいいのですが、障害特性により利用者一人一人に合わせることや、コミュニケーションをとるのが難しい場面があるためです。
- ・職員募集については動画配信や SNS をやっついていないと若者は集まりませんので、創意工夫して取り組む必要があります。
- ・保育関係の学校の学生は障害施設を選ばない傾向があります。教育実習の際に興味を持ってもらうアプローチをするしかありません。
- ・求人についての工夫は、受け身ではなく自分たちで行動するしかありません。当施設は美味しい食事が売りなので、施設でランチミーティングを開催し、興味のある学生を呼ぼうと実際学校に行き行って宣伝をする企画を立てています。

## ③級地格差について

- ・福祉事業所の費用は人件費の占める割合が高く、人材を確保するうえでも、地域区分は神奈川県全域を最低賃金と同じように一本化してほしい。

## ④ともに生きる社会、報酬改定の対応について

- ・令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、一部の事業では収支が厳しくなる見込みです。特に生活介護はサービス提供時間が 1 時間単位で設定されることになり、送迎の時間は除外されることになっています。配慮規定はつられるとありますが、県単事業として加算補助制度の検討を願いたい。
- ・送迎時間については、広く地域をまわっているので、どうしても長くなる。送迎時間も入れての生活介護サービス提供時間としてほしい。場合によっては、送迎範囲を狭めることも検討課題になってくる。
- ・特に重心の利用者は、長時間の利用は難しい。職員の勤務時間を超える設定はどうなのかと思う。どうやって運営していいか悩むところです。
- ・今回の報酬改定で良かったと思えるものは何もない気がする。生活介護の時間についても、介護保険が始まった時の時間をそのまま障害に持ってきているだけなのではと思う。身障療護も毎年赤字。収支のバランスを考え、職員の数を減らすとなると、お風呂が週 3 回から 2 回にする等、質が下がってくる。今までできていたことができなくなるのが一番の課題。

- ・ほぼ 100%人件費で、事業費、事務費は出せないようになってきている。重心は入所の場合、医療費は入ってくるが、それしかプラスになるところはない。建物が老朽化したり、エアコンが壊れても、修理の費用は入ってこない。大きい法人で、繰り入れてやり繰りできていけばいいが、法人に頼らず独立採算で出来ないといけない。施設が独立してやれるのが本当の姿だと思う。
- ・基本報酬の設定は、昼間の収入は高く、夜が安いのは納得できない。昼は人がいるからどうにかなるが、夜勤は人数を割くことができない。見回り、オムツ交換、起きた時の対応等、夜勤は大変である。
- ・ICT 化について、川崎市では特別支援学校でタブレットを支給し、教育分野では学習や意思伝達面で随分改善されている。一方、自分の施設現場は旧態依然のやり方。県からの補助や Zoom のレクチャー等のサポートがあると助かります。

## 7 社会就労センター協議会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### ①人材確保・育成・定着に向けた現場の実態把握と抜本的な対応策の必要性

障害福祉分野においては他の産業と同様に、人材不足が深刻となっています。さらに、少子・高齢社会が進んでいる状況を踏まえ、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれます。一方、提供するサービスには、利用者本位の質の高いサービス提供が求められることから、サービス提供の根幹である人材の養成や確保の提供は極めて重要と言えます。国においても、現在、量的な確保のみならず質的な向上に重点を置いた対策を推進し、福祉人材の養成・確保のための総合的な施策を推進していることは承知しておりますが、民間企業の賃上げ状況と障害福祉分野の賃金格差は増すばかりとなっています。現場の実情に応じた基本報酬改定や処遇改善加算の充実やそれに伴う事務負担の軽減など、地域性や事業種別に応じた人材確保のための一体的な取り組みへ更なる支援等をお願いします。

#### ②地域性や社会福祉法人の自主性が尊重された、現場の実態を踏まえた仕組みづくり

##### 【総合支援法、事業者のモラル等について】

社会福祉法人には、本来、地域の福祉ニーズに対する、先駆的・継続的な取り組みの役割も期待されており、また、地域社会の中で必要な福祉サービスへのニーズを関係機関との連携により、対応していくことが求められています。そうした中、市場原理になじまない領域が幅広く存在する福祉サービスにおいても福祉サービスの多元化と市場化が進められており、採算重視の運営により適切なサービスの提供がされないなどの問題が発生しています。多様化する現代社会において、新たな福祉ニーズへの対応も求められているものの、適切な事業運営がなされていることは当然となります。公金を報酬の財源とする障害福祉サービス事業所等が、公正な経営を確保していけるような行政の関わりを期待します。

##### 【優先調達法について】

利用者の生活を支えるうえで工賃向上への取り組みは必須であり、そのための 1 つの方法である“公的機関からの優先発注”は効果があると考えられます。県内における優先発注額の地域差が顕著である状況も踏まえ、現在の優先調達目標額の計画的な引き上げに加え、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の適用による随意契約を推進するなどして、より優先調達がすすむような施策を促進する取り組みが必要と考えます。

##### 【農福連携等について】

就労の場を広げるために農福連携をさらに進めることは重要と思われます。しかし現状は、農福連携による生産活動の収益が低いため、工賃に反映できず継続が難しいなど、多くの課題が報告されています。ぜひ、農福連携を安定的・継続的に運営するためにも公的支援の充実を期待します。また、農福連携の際

には、施設外就労によって実施することもあります。実施に当たっての職員確保や支援の充実が必須であり、令和3年度の報酬改定により廃止された施設外就労加算の復活を要望します。

## ■ 提言背景 ■

### ①人材確保・育成・定着に向けた現場の実態把握と抜本的な対応策の必要性

#### 【人材確保について】

- ・就労継続支援事業では、現場を担う職員の高齢化も問題になっています。当該事業では生産活動を担う現場職員の確保が必須となっています。
- ・就労定着支援事業では、悩みを一人で抱え込んでしまう方などに対して、安定した就労生活を送り、離職を回避するためにこのサービスが存在します。具体的な支援方法としては、各事業所の担当者が月に1回以上のペースで障害のある方と面談をし、どんな課題があるかを把握することから始まります。対象者によっては、当月に複数回面談等をおこなう必要があるにもかかわらず、報酬請求は同人に対して同月では1回の報酬請求しかできないことになっています。
- ・人材採用は喫緊の課題となっている一方で、採用ができず人材派遣・人材紹介業者に頼らざる負えない状況となっている事業所もあります。公金による私達の報酬が外部の業者に流出している状況を理解していただきたいです。人材採用にむけた全体での取り組み等の検討が必要と思われる。

### ②地域性や社会福祉法人の自主性が尊重された、現場の実態を踏まえた仕組みづくり

#### 【報酬改定について】

当該事業が今回の報酬改定により、多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、人員配置6：1の報酬体系が創設され、サービスの質の向上を考慮したものとなりました。当該事業の課題としては、精神障害者の方を中心に利用増加や既存利用者の高齢化などにより、支援ニーズが多様化している現状があります。また、当該事業の本来の目的である工賃のさらなる向上が求められる中、作業種によっては難易度も上がるため利用者のニーズに合わなどの課題もみられています。そうした中、県内には既に650か所の当該事業所が設置されて、過剰な状態となっており、支援サービスの質が問われています。

先述にある利用者の多様なニーズに合わせ、さらに工賃の向上をはかるためにはこれまで以上に良質な支援サービスを提供する必要があることから、地域の状況に応じた事業所の設置許可や事業所の質を求めることなどについて検討が必要と思われる。

#### 【農福連携について】

農福連携による委託事業は、多くが個人経営の農家からの業務委託となっており、作業の年間計画や内容からとても難しい業務でもあります。一方、高工賃を目指すことや地域貢献からも、農福連携を手掛けてみたいと思う事業所も多く存在すると思われ、設備投資等への請負費用や専門知識の持った職員育成や確保などが課題として挙げられます。

## 8 福祉医療施設協議会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### 外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いいたします。

### ■ 提言背景 ■

コロナ禍で感染拡大を防ぐため強制退去処分などを受けて入管施設に収容中の外国人について、一時的に社会生活を認める「仮放免」が増えています。

仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしています。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となつてからの受診となり医療費が高額となってしまいます。

無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があります。そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中してしまいます。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいますが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界があります。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると思います。

## 9 更生福祉施設協議会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### ① 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進

令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が施行された。女性支援法では女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心し、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指している。

女性が日常生活や社会生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面し、その中で抱える問題や課題は複雑・多様化している。個々のニーズに応じた支援を行い、その自立を支えるためには、制度理解の促進、女性支援に携わる施設・機関の基盤整備、並びに関係機関との連携・協働が欠かせない。

そこで、新法の理念・制度の普及啓発を進め、女性支援に携わる施設・機関への助成や関係機関間の連携・協働の仕組みの構築など、積極的な施策の推進を求めたい。

#### ② 省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実

厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムーズに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケース

について、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。

### ③地域共生社会の実現に向けた息の長い支援のための多機関連携の構築

近時、多機関連携のもと、切れ目のない息の長い支援の必要性が叫ばれているが、期間が求められる職責を全うするだけでなく、縦割り行政の弊害も指摘されていることから、時には制度の枠組みを一步超えた連携も求められている。

### ④現在の生活保護施設を生活困窮者自立支援事業と併せて運営出来るようお願いしたい。

現在、生活保護施設は更生・救護の種別、入所・通所を問わず、厳しい定員制のうえで成り立っているが、昨今の利用者は身体的・精神的要因の他に社会的要因で施設利用に至る対象者も数多い。

一方で生活困窮者支援では新型コロナの関係で収入・住まいを失った方への緊急対応として保護施設の空き部屋利用など、単に困窮を要因とした要支援者への対応も求められている。また児童養護施設退所者の行く先についても不透明な部分を感じる。軽度の障がい等があり、引き続き支援が必要な方々はどのようにしているのか？どの制度を利用できるのか？ここでも保護施設の利用が有効になるのではないか。

これらに対応できるよう現在の保護施設を多機能型にいただき、単に空き部屋を提供するだけでなく、就労等へ結び付けられる支援を可能とする施設運営を行いたい。

## ■ 提言背景 ■

- ①女性支援法にある「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れがある女性を含む）をいう。本県におけるこうした女性の現状を踏まえ、その抱える問題に対応するため、神奈川県では『かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画』が策定された。この計画には、予防・早期発見から保護、自立支援にわたる幅広い取り組みが掲げられているが、困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の実現には、制度の普及や有機的な連携が不可欠となっている。
- ②福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象とは異質で怖い存在であり、あまり対象としたり存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋げていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムーズに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。
- ③更生保護施設退所者の地域での自立について、現在、法務省もフォローアップ事業の充実強化を掲げているが、昭和 25 年に成立した更生緊急保護制度発足当時の GHQ とのやり取りから、犯罪前歴者のケアは原則一般福祉が担うべきだとする方針と法務省の前述した方針と齟齬をきたしている現状にある。どこまで、法務省所管の更生保護施設が刑余者のケアに関与するべきなのか、スティグマ（犯罪者であることの汚名）を着せ続けることへの人権上の批判も予想される。切れ目のない息の長い支援が求められているものの、更生保護と一般福祉の間で棲み分け（役割分担）が必要と思われる。
- ④ご存知のとおり、生活保護施設は措置費施設となっているが、生活困窮者自立支援事業は措置対応ではない。税金の問題をどうクリアしていくのか。  
児童養護施設退所者については、行政の子ども支援の担当課と生活保護課の関係を調整できるのか等が課題となる。

## 10 地域生活施設協議会

### ■ 提言・提言内容 ■

#### 一人も取り残さない社会の実現に向けた地域福祉従事者の学び合いと緩やかなネットワークづくりの推進

地域福祉の推進に携わる職員が、地域でそれぞれの専門性と施設の機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組むにあたり、知見を深めることが必須である。

地域や施設種別の枠を超え、多様な視点からソーシャルワークを捉え、地域福祉についての共通認識を作り上げていく学びの場を積極的に創出することが求められる。

### ■ 提言背景 ■

福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、定められたサービスや制度を、利用者に当てはめていくような支援になっていることはないか。職員体制や施設の状況など、施設の都合を基準にサービス提供してはいないだろうか。多忙な中で、日々の業務を振り返り、確認する機会も持ちづらく、疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、職員が疲弊している様子がうかがえる。

職場、職種の枠を越え「地域福祉」にフォーカスした研修・交流の機会を設けることにより、実践の共有、課題の言語化と共感を通し、職員の力量の向上、緩やかな連携の形成、ひいては仕事の魅力を再確認することにより離職を防ぎ、より安全で豊かな地域づくりへとつながる可能性があると考えている。

## 11 介護老人保健施設協議会

### ■ 提言・提言内容 ■

#### 新型コロナウイルス感染症の施設内療養と治療薬確保の問題について

介護老人保健施設における新型コロナウイルス感染症患者の治療については、診療報酬上の臨時的取扱いにより、保険医療機関から発行された処方箋に基づく調剤により治療薬を確保することで施設内療養を行う体制を構築できる（上限額を設けた上で利用者の自己負担あり）が、年末年始等の大型連休においては調剤薬局が休み（業者からの納入ルートも停止）となるためラゲブリオ等治療薬を確保できるルートを行政・地域レベルで準備し明確にする必要がある。

### ■ 提言背景 ■

陽性者が発生した場合には協力医療機関の通院または往診時に処方箋発行を受け、調剤薬局よりラゲブリオ等治療薬を確保し施設内療養を行うことができるが、5類となってからも高齢者にとっては脅威であり、施設療養を可能とする政策は継続を求めたい。

令和5～6年の年末年始（12月29日～1月3日）において、一部を除き市内の調剤薬局は概ね休業となっている。連休中に営業する調剤薬局でも、5類移行後はラゲブリオの補充をしている事業者は多くなく、治療薬を地域内で確保することが出来ない日が生じていた。施設と協力医療機関の連携強化が求められているが、入院や外来治療などが主目的となり、処方薬については調剤薬局で確保する事例が多いのではないかと。また施設だけでなく、在宅療養者にとっても問題となる可能性がある。

## 2 民生委員児童委員部会 市町村社協部会

### 12 民生委員児童委員部会

#### ■ 提言・提言内容 ■

##### ① 小中高生に対する民生委員・児童委員の理解促進に向けた学びの機会の充実

将来の担い手となることが期待される小中高生が、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動内容を理解し、その存在を身近に感じることができるよう、福祉や教育など分野を超えた様々な関係機関が連携を図り、学びの機会（民生委員・児童委員活動に関する授業の実施等）の充実に向けた対応が重要と考えます。

##### ② 民生委員・児童委員のなり手候補者確保に向けた民間企業へのアプローチの推進

定年を迎えた方に加え、現職の方も視野に入れた民生委員・児童委員のなり手候補者確保に向けた対応が必要です。このため地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、社会貢献活動に関心のある、なり手候補者の紹介について協力を求める等、積極的なアプローチが重要となります。

#### ■ 提言背景 ■

- ① 民生委員・児童委員は地域のさまざまな生活上の困りごとを抱える人々の相談に応じ、必要な支援につなげていますが、その一方で委員自身の高齢化や担い手不足等の問題にも直面しています。
  - ・SDGs への関心や社会貢献志向の高まりを背景に 10～20 代の若い世代が最も民生委員・児童委員に関心を寄せているとの調査結果※がある他、小学校での民生委員児童委員による出前授業等も各地で散見されています。
    - ※「全国 1 万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」（令和 4 年 3 月・全国民生委員児童委員連合会）
  - ・これらを踏まえ、持続可能な民生委員児童委員活動（制度）とするためには将来の担い手となることが期待される小中高生に対し、委員の役割や具体的な活動内容を学ぶことのできる機会をより充実させていくことが重要と考えます。
- ② 企業の定年延長の動きに伴う地域活動への参加機会の減少や、住民意識の希薄化による民生委員・児童委員の推薦母体である自治会加入率の低下等への懸念の声が聞かれるなかで、民生委員・児童委員のなり手不足が深刻化している地域が数多く見られています。
  - ・民生委員・児童委員のなかで、仕事をしながら活動している方は調査対象の約 4 割強との調査結果が明らかになっています。
    - ※「“仕事・子育て・介護をしながら”活動している民生委員児童委員に関する調査」（令和 3 年 6 月・神奈川県社協 民生委員児童委員部会）
  - ・このため地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、なり手確保への協力を求めていくことが必要と考えます。

## 13 市町村社協部会

### ■ 提言・提言内容 ■

#### ① 包括的支援体制の構築に向けた地域づくりに関する支援の充実について

これまでの制度では対応できない問題が顕在化する中で、特に孤独・孤立への対応が求められ、市町村域における包括的支援体制の構築に向けた取り組みが重要になっています。コロナ禍はつながりの希薄化や住民活動の休止・縮小を招きましたが、その一方、リモートワークなどの浸透により、新たに地域活動に参加する住民や団体が生まれている状況もあります。

包括的支援体制の構築は、福祉に関わる専門機関や専門職だけですすめられるものではありません。その構築要素の一つである地域づくりは、地区社協や民生委員児童委員、子ども食堂など居場所づくりに関わる地域の住民や社会福祉法人、企業などと協働ですすめるものであり、それにより誰もが地域の中で役割を持ち自分らしく暮らすことができる地域につながります。

社会福祉協議会はこれまでも、住民主体を基本として地域福祉を推進する民間組織として活動してきましたが、これまでの活動や地域とのつながりの実績を活かし生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業等を推進し、社会福祉法にもとづく地域福祉を推進する組織としてより一層その役割を發揮していきます。そのためには、地域支援の専門職としての社協職員の配置や育成は欠かせず、その体制や予算の確保が必要と考えます。

#### ② 権利擁護の推進のための日常生活自立支援事業の運営基盤整備

日常生活自立支援事業は、独居高齢者の増加の中で、今後ますます需要が増加することが見込まれています。本事業では、福祉サービスの利用援助等において、判断能力が不十分な利用者の立場にたち、利用者に寄り添い、意思決定支援など丁寧な相談支援を実施して地域での生活を支えています。中には債務や法的課題を抱える方もおり、対応する職員は専門性と時間を要しています。

しかし、事業運営のための財源は大変厳しい状況にあり、苦しい運営となっています。利用者の権利擁護を支えるために、本事業の安定的な運営に向けて、国、都道府県市町村による財源の確保による体制の整備が必要と考えます。

#### ③ ケアラー・ヤングケアラー支援の充実に向けて

不登校やヤングケアラーなど生きづらさを抱える若者が相談できる機関は少なく、制度の狭間に陥っている状況があります。改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業では、複雑な課題を抱えた当事者や世帯全体に対する支援が多機関の協働により実施され始めていますが、市町村で取り組みの格差がある状況にあります。

昨今ヤングケアラーへの注目が高まり、市町村においては条例化の動きも出てきていますが、ヤングケアラーを含むケアラー全体への全国的な法的整備の推進が必要と考えます。

#### ④ 福祉人材の確保・定着に向けた取り組みの推進

少子高齢社会による人口減少の中で、福祉人材の確保や定着が大きな課題となっています。社会福祉協議会においても、募集に対する応募数の減少や定着の課題は同様の状況です。

福祉人材は人の生活や命を支えるものであり、福祉業界全体として確保・定着の取り組みを進めることが必要と言えます。具体的には、社会福祉協議会も含めた業務内容について積極的に PR し、入職後にはメンター制度などによる細やかな育成制度が必要と考えています。



### 3 第2種・第3種正会員連絡会

## 14 県自閉症協会

### ■ 提言・提言内容 ■

**神奈川県**の自閉症支援に、国が位置づけた「標準的支援」を取り入れ、強度行動障害の人の安心できる地域生活を実現していただきたい。

情緒的な支援ではなく、自閉症の特性を踏まえた支援を確立していただきたい。具体的には、丁寧なアセスメントを始めとする、構造化や視覚支援・感覚過敏への配慮等を行い、PDCAを踏まえた科学的根拠に基づく支援が必要となってきた。

### ■ 提言背景 ■

神奈川県では、2023年3月に、強度行動障害事業廃止を発表、また、国が進めている強度行動障害についての「標準的支援」ではない支援方法を、民間法人によって県立中井やまゆり園に持ち込み、その様子は昨年8月にNHK-ETV特集でも放映され、一般の人に誤解を与えている。また、各地の専門家からも懸念が寄せられている。

県立中井やまゆり園で支援の困難さを抱える利用者の多くが、行動障害のある自閉症者であるにも関わらず、なぜか「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン」には、「自閉症」や「強度行動障害」という言葉が全くない。今後、神奈川県が間違った方向で自閉症支援を進めてしまうのではないかと心配している。

## 15 認知症の人と家族の会神奈川県支部

### ■ 提言・提言内容 ■

**認知症**になっても、介護する側になっても、安心して暮らせるような社会を作ること

認知症当事者や介護家族の声を、行政や包括支援センター、社協等へ伝えていきます。介護保険やその他の制度についても認知症の当事者、家族の視点から、使いやすいものになるように意見を発信していきます。

### ■ 提言背景 ■

2023年「認知症基本法」が成立しましたが、認知症の正しい理解が行き届いていない現状を見ることがあります。認知症の人は何もできない人と思われたり、介護家族が介護離職しなければならない状況になったりすることがあります。そこで、多くの方に、認知症を正しく理解していただくことが課題と考えます。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」ということですので、認知症について、みんなで考えていくことができればよいと思います。

## 16 県障害者地域作業所連絡協議会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

**地域活動支援センターを各市町村の重層的支援体制に位置付け、明確な役割を課すと共に、その役割を担うための支援体制を構築すること。**

神奈川県が障害者地域作業所の制度を撤廃し、国の障害サービス事業に移行をすることと、地域活動支援センターに移行した後は、神奈川県はそれまでの包括補助からメニュー補助に変更し、平成 19 年に要綱が施行されてから 16 年になります。制度の狭間の方の支援や柔軟な対応を継続するために、市町村事業である地域活動支援センターを選択し、事業を継続している事業所は各市町村の中で重要な役割を果たしています。しかし、神奈川県内の最低賃金の上昇、消費税率の引上げ、公的社会保険料負担の増額、物価高騰など運営基盤を揺るがす程の負担増の中でも、基本補助額は 19 年間据え置かれたままです。その様な苦しい状況の中、新規の人材確保が難しく、支援者の高齢化によって継続が難しくなっている事業所もかなりできてきていることに危機感を感じます。なかには支援者が高齢化して、継続を断念し閉所する所も出ています。国は、ひきこもりの方をはじめ地域の中で様々な課題を抱えながらも、支援に結びつかない方が多くいるなかで、重層的支援体制を構築ということを打ち出してきました。そのなかには明確に地域活動支援センターを位置付けています。しかし、各市町村によって重層的支援体制の構築に対する考え方はバラバラです。今までも支援に結びつかない方を支援し、地域社会の一員としての役割を担うように支援してきた地域活動支援センターを市町村として重層的支援体制に明確に位置付けをすると共に、役割が実行できるような権限や人的整備のための予算をつけること。

### ■ 提言背景 ■

一番の懸念は、事業の継続が出来ない事業所が出てきていることです。事業継続が出来ない背景には、人材不足があげられます。また人材不足に陥る一番の課題として、地域活動支援センターの活動補助金が非常に少ないことが挙げられます。地域作業所を起こしてきた方は、障がい当事者や障害を持つ家族の方が、ご自分があるいは自分の子どもたちの地域で暮らし続けることができるように立ち上がった方たちです。想いも強くあり、地域を巻き込んで活動の輪を広げてきました。しかし、障害者支援費制度や障害者自立支援法の施行にともない、法人格をもっていれば福祉事業に参入が可能になったことで、形だけの福祉施設が作られ、地域との関係も希薄になり、何よりも地域を巻き込んでの支援を作ることができなくなっています。そのような状況を見るにつけ、地域の中での活動を大切にしてきた地域活動支援センターを維持発展させていくことが急務であると思っています。

## 17 県手をつなぐ育成会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

**知的障害児者本人の意思が尊重され、自分らしく安心安全に暮らせる社会をめざす。**

本人が選んだ暮らしを実現するために、意思決定支援はとても重要で、意思表示が困難な重度の障害者も多い中、丁寧に気持ちを確認するノウハウは、関わる全ての人にわかってほしい。個別に必要な支援をコーディネートし、チーム体制で見守る事が望まれる。また、一般への啓発（障害理解）、支援制度の地域格差の是正、本人の活動や体験の機会を増やせる施策など、具体的に何をすべきなのかを考えていきたい。安心安全にという部分では、防災に関する取り組みでも障害者の存在を忘れないでほしい。

## ■ 提言背景 ■

障害者の増加や本人や家族の高齢化が進む一方で、福祉の人材不足は深刻である。報酬改定での効果を期待したいが、評価に伴う事務処理が増え、利用者に向き合う時間が減るような事にならないかという懸念もある。更に、成年後見制度の見直しの動向や、国連障害者権利委員会からの勧告を受け、どうなっていくのかは大きな課題である。本人の望む暮らし方を実現するために必要な整備と、意思決定支援の充実を望む。就労の機会や活躍の場、暮らしの選択肢を増やすための施策、インクルーシブ公園の整備、障害理解の授業や啓発講座の実施など、インクルーシブな社会を進めるべく、多方面からの取り組みが必要である。また、「いつもと違う事が苦手」な人も多く、災害時の不安は大きい。防災面では被災各地での経験談を活かし、自助での備えの情報を共有してほしいし、避難生活においては障害に合わせた配慮や工夫についての情報を支援者となる方達にも周知してほしい。

## 18 県介護支援専門員協会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

**介護支援専門員（ケアマネジャー）が深刻な人材不足に陥っている状況から、処遇の改善を求めたい**  
国と県に対して

- ・法定研修費用の助成  
ケアマネジャーの処遇や負担感の軽減を図るために、法定研修費用の一部または全額を助成する制度を導入して欲しい。
- ・介護支援専門員の人材確保における施策  
介護支援専門員の人材確保に向けた取り組みを推進して欲しい。

### ■ 提言背景 ■

- ・神奈川県においては、特に東京都との対応に違いが見られる。県境付近では人材流失の恐れがあり、居住支援、事務職員雇用支援、研修受講料補助などの支援制度の違いが影響している。
- ・市町村間での対応にも差がでており、県内においても地域間格差を生む懸念がある。
- ・介護職員への処遇改善加算から、介護職との処遇差が出てきている。
- ・社会背景から、民間企業との処遇差が顕著であり、介護労働者への優遇措置が不足している。
- ・行政や地域包括支援センターが「ケアマネジャーに相談して」という姿勢をとる一方、実際の業務負担は過大である可能性がある。
- ・ケアプランにおける障害施策の記載や介護保険外業務の対応など、介護支援専門員の業務における適切な評価がなされていない点がある。
- ・ケアプランデータ連携システムなどの導入は業務負担を軽減する可能性があるが、その導入には費用の課題がある。

## 19 かながわ福祉サービス振興会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

**地域のサロン活動が介護予防の機能を十分に果たせていないため、通いの場がフレイル予防の機能をもてるように、市町村社会福祉協議会に対して伴走支援して行く必要がある。**

現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、通いの場を増やし、フレイル予防の機能が充実していくことが求められている。実際には、市町村が行う事業が細分化され、そこに関わる専門職も限りがあるため、介護予防においては、ますます住民主体の活動が必要になってきている。一方、通いの場づくりには市町村社会福祉協議会が積極的に関わっているが、フレイル予防の部分においては、市町村の専門職による派遣も限られており、十分な支援が行えていない。そこで当会が市町村と市町村社会福祉協議会の間を支援することで、神奈川県が普及しているフレイルチェック普及事業を活用し、フレイル予防の概念や実践方法について伴走支援を行うことで、フレイル予防のポピュレーションアプローチが進んでいくと考える。

## ■ 提言背景 ■

令和 6 年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することが目指されている中、県内の各市町村においてもその枠組みが固まってきたところである。しかし、データをどう活かしていくかについては、それぞれの地域課題が異なるため、一様に進んでいないのが実情である。現在、神奈川県が個別に伴走型支援を行っているが、その自治体数には限りがあるため、その実際がどう進んでいるかは見えづらい。ただ、その中でわかってきたことは、その庁内連携や団体連携は様々であるということである。課題の一つ目として、制度の中にある「通いの場」については、住民主体の地域福祉を展開している市町村社会福祉協議会や NPO 等が、体制の構成メンバーになっているところがほとんど見られない。二つ目として、「通いの場」の機能としてフレイル予防があるが、その概念の捉え方が市町村ごとでばらつきがあるため、実施主体や効果の判定が曖昧になっている。

## 20 県断酒連合会

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### 福祉の目指すもの

社会福祉とは、人々の健康を取り戻すことが根幹と考えます。特に身体的健康または障害を考えた場合、2つの問題を提案します。①食物、化学物質、添加物、農薬のないものを食する。②薬、副作用（害）と飲みすぎを考える。多くの健康障害や障害は、この2つの問題が大きく関与していると考えます。

### ■ 提言背景 ■

精神障害やそれらの人々と関わる中、「提言内容」の問題を提起することで、一定の効果を実感している。

## 21 県医療福祉施設協同組合

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### 外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いいたします。

## ■ 提言背景 ■

コロナ禍で感染拡大を防ぐため強制退去処分などを受けて入管施設に収容中の外国人について、一時的に社会生活を認める「仮放免」が増えています。仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしています。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となってからの受診となり医療費が高額となってしまいます。

無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があります。そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中してしまいます。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいますが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界があります。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると思います。

## 4 本会・各部所

### 22 地域福祉部

#### ■ 提言・提言内容 ■

##### ① マイノリティや当事者への偏見からの脱却とセルフヘルプ・グループの理解促進・周知啓発に向けた取り組みの必要性

マイノリティや生きづらさを抱える当事者はとすると弱者とみられ、支援を受ける側の人ととらえられがちです。しかし、セルフヘルプ・グループ（以下、SHG）活動支援を行う中で見えてきたのは、当事者ならではの気づき・想いによって同じ当事者だからこそ分かち合い、回復し、サポートしあうことのできる力をもった「レジリエンス（外力によるゆがみを跳ね返すチカラ）を持つ人々」であるということです。これは専門職や制度では支援しきれないもので、ここに SHG だからこそその意味、価値があると言えます。

世界に自分一人しかこのつらさを持つ人はいないのだと感じていた人が、同じ悩みを抱えた人と出会い、ともに傷つきや生きづらさから回復し、よりよく生きることにつながっていく活動が SHG です。

しかし、その規模の小ささやそもそもマイノリティによる活動であることから SHG に対する認知度が低く、必要な人のもとに情報が届いていなかったり、SHG 活動を継続するための支援が乏しい現状にあります。また、正しい理解がされないことから、専門職や相談窓口で二次的な傷つきを経験したり、支援者臭のする相談窓口への懸念を示す人も少なくありません。

マイノリティや当事者を「弱者」「こういう人である」といった決めつけや偏見で見る視点から脱却し、正しい理解を進めること、SHG についての認知度向上に向けた取り組み、そしてマイノリティ・当事者から学ぶ姿勢を専門職、関係機関団体が持ち続けることが必要です。

##### ② 外国につながる高齢者に関する総合相談支援（案内）の窓口設立と介護や福祉に通ずる通訳者の養成に関する取り組み

1) 外国につながる高齢者の生活課題は介護、年金、医療と日本人と同様に多岐にわたるが、言葉の壁や制度の壁、文化の壁により、日本の高齢者に比べフォーマル・インフォーマルのサービスを受けづらい状況に陥りやすい。何をどこに、誰にどのように相談すればよいのか分からない、必要な情報にたどり着くことができないといったことにより、早期介入すれば解決できる課題も困難ケースになってしまう場

合がある。まずは外国につながる高齢者が何をどこに、誰にどのように相談すればよいかを知ることのできる一次的な総合相談窓口があれば、外国につながる高齢者も安心して地域で暮らすことができるようになる。

- 2) 言葉の壁は大きく、外国につながる高齢者のアセスメントは難しく、容易ではない。また、仮に支援をする際、生活に関する助言を行ってもその助言が届かないことがある。介護の概念がない国も多く、福祉への意識も国によって異なる。そのため、ただの通訳でなく、介護や福祉に関する知識をもち、福祉的な相談援助技術を持つ通訳の養成が必要である。

### ③ 住民にとって身近な地域による長期継続的な支援及び地域づくり、地域の関係機関が連携して対応する体制の整備

生活困窮者自立支援相談の支援対象者の多くは様々な生活課題を抱えており複雑、困難なケースが増加している。支援の実態として、既存の公的制度・施策では支援困難な場合が多くあるが、対象者が生活している地域の関係者からは、困ったときの困窮相談（県社協）へつなぐといった傾向があり、地域の中での主体的な課題解決につながりにくい。

困難を抱える住民からすると、相談事務所が横浜・小田原と聞くと「遠くから、わざわざ」といった印象を持つことも少なくない。より身近な地域に「総合的に対応できる相談機関」が存在することは、住民の生活基盤を支えるうえでも重要となる。孤独・孤立が広義の意味での生活困窮の背景のひとつでもあり、地域による継続した支援を確実にしていくためにも、町村若しくは保健福祉圏域など、より身近な地域に相談支援機関を設置することが急務と考える。

また、個別支援から見えてくる地域課題の解決に向けては、自治体の主体性を持った関わりが不可欠であり、困窮者支援における役割を明確に位置づけていくことも重要と考える。

## ■ 提言背景 ■

- ①・SHG についての認知度が低く、もっと早くつながりたかったという声がある。また、SHG からも、必要な人に情報を届けたいが、それに対して専門職や関係機関・団体のサポートを受けにくいという声がある。SHG についての周知啓発をより一層進める必要があり、福祉分野だけではなく、医療や教育などの他分野との連携・協力も必要である。
  - ・行政窓口など相談先での対応等において、無知や無理解、配慮の不足などから、二次的な傷つきについて訴える声があるという現状がある。専門職や相談窓口においてもマイノリティや当事者についての専門家はその人自身であり、当事者自身に学びながら支援すべきであるとの認識を持つ必要がある。公的機関における二次的傷つきを受けたという声も少なくなく、県や市町村行政においても、職員育成の一環としてとらえるべき課題と言える。
  - ・SHG を立ち上げたはいいが、「どのように運営していいか」「SHG 継続の課題への対応をどうすればいいのか」など、運営においてもサポートが必要である。SHG の可能性・価値を認めただけで、様々な活動場所における支援が届くよう、地域でのサポートの充実に向けた取り組みが必要である。
- ②言葉が通じないだけで行政や福祉事業所から利用を断られることがあり、適切なサービスにつながるができない外国につながる高齢者が多くいる。支援を必要とする人に適切なサービスをつなぐ必要がある。外国につながる高齢者に対応している事業所もあるがまだまだ少数であり、対応している事業所の情報も集約されていない。情報を整理し、集約することで高齢者の課題に応じてつなぎ先を考え、支援を展開することが期待できる。まだまだ見落とされがちな課題であり、行政、福祉関係者の課題感も薄い現状だが、神奈川県は 47 都道府県において 4 番目に外国籍県民が多く暮らしている。今後 10 年間を見据えると取り組むべき課題である。

③現在、生活困窮者自立相談支援事業は生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である神奈川県が本会に事業委託している。委託先の選定にあたっては、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開できる等、一定の条件をすべてクリアできる法人として委託を受けてきた。法に基づき生活困窮者自立制度が創設されたが、制度の目指す目標のひとつは「生活困窮者支援を通じた地域づくり」である。また、新しい形としては「包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な支援」を特徴としてあげられている。

本会においての相談支援では、地域に密着しての支援に重きをおいて考えると難しさがあることは否めない状況にある。

個別相談支援の現状として、①複雑・困難なケースが増加するとともに、支援期間は長期化し、寄り添いともに歩み続けるといった継続支援が求められている、②ケースの増加に伴い、相談員の訪問・同行支援、電話相談の際には、相談者を待たせてしまうこともある、③複雑・困難なケースに対しては、地域特性を理解し地域にある既存の制度・施策・サービス等多岐にわたる知識・知見が必要とされるが、この技量を保有する人材が圧倒的に不足している。

## 23 福祉サービス推進部福祉サービス第三者評価推進機構

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### 福祉サービス第三者評価・受審促進に向けての取り組み

・福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」）は、3年に1度の受審が義務付けられている社会的養護関係施設を除き、本県を含む全国の受審率はいずれも10%以下と極めて低い状況にある。こうした状況を踏まえ、より多くの事業者に対する第三者評価への理解向上と受審促進を図るため、本会推進機構に対し一層の協力を期待するものである。そのために次の3点を提言する。

- 1) 神奈川県による各市町村に対する第三者評価への理解向上と受審促進に向けた周知および協力依頼。
- 2) 神奈川県による受審促進に向けたインセンティブとして、第三者評価の受審を「サービスの質の向上に積極的に取り組む事業者」として評価する仕組みづくりを進めるとともに、そのことが広く県民に認識される環境づくりに向けた検討の実施。
- 3) 国による受審促進に向けたインセンティブとして、基本報酬や公定価格への新たな加算制度の導入に向けた検討の速やかな実施。

### ■ 提言背景 ■

第三者評価は、個々の事業者が受審の過程で行う自己評価を通じて事業運営における問題点を事業者全体で共有することで、職員の意識および資質の向上が図られ、それにより福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの促進に結びつくことや、評価結果が公表されることで利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることが期待される。このように高い効果が見込まれる事業にも関わらず、3年に1度の受審が義務付けられている社会的養護関係施設を除き、本県を含む全国の受審率はいずれも10%以下と極めて低い状況にあり、この状況を受け、全国社会福祉協議会では令和4年3月に状況の改善に向けた検討会の報告書をまとめたが、中でも事業の目的達成のためには受審率の向上が課題の一つであるとし、国としての推進姿勢および都道府県推進組織のあり方について検討の必要性を説いている。都道府県の推進組織は各都道府県に一つに限り設置するものとされ本県の推進機構は本会に設置されているが、厚労省の定める「都道府県推進組織に関するガイドライン」には「都道府県は

当道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする」と明記されており、今後一層の支援を期待するものである。今回の提言 1)はこのガイドラインに基づくものであり、また提言 2)および 3)については本会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会でも議論され、受審率向上のための取り組みとして期待するものである。

## 24 かながわ福祉人材研修センター

### ■ 提言 ・ 提言内容 ■

#### ①福祉・介護・保育サービスの資質向上と人材確保施策の充実

「多様な人材の確保・定着」の施策や取り組みにおいては、潜在有資格者、外国籍県民、中高年者などへのアプローチ方法を具現化させ、さらに、多様な人材の 1 つとして挙げられている「補助業務」を担う人材の確保、その人材が活躍できる環境の開拓、整備等が求められる。また、福祉サービスの質の向上に関係者等が丸となって進め、法人・事業所の職員配置基準、処遇改善等の法整備の拡充が求められる。

#### ②福祉と教育との連携促進による地域の次世代育成、将来的福祉人材の確保

教育委員会や市町村社協等と連携をしながら地域の教育現場（学校等）における中高生の福祉教育や福祉・介護・保育の仕事理解等、将来的福祉人材の確保につながる取り組みを進めることが求められている。

#### ③養成施設、職能団体との連携、地域展開の強化による福祉、介護、保育人材のすその拡大と専門性の維持・向上

福祉、介護、保育人材のすその拡大と専門性の維持・向上に向けて、養成施設や職能団体と連携し、「（福祉・介護・保育）人材の確保・定着・育成」を共通のテーマとして、行政、社協、関係機関等と協働して地域展開を進めていくことが求められている。

### ■ 提言背景 ■

- ①少子高齢化の進展等による深刻な福祉、介護、保育の専門職不足を受けて、潜在有資格者、外国籍県民、中高年者等、「多様な人材の確保・定着」の施策や取り組みが自治体や法人等で進められている。こうした中、離職を止めるための工夫や対策・取り組みの強化（労働環境・処遇の改善）、また、従事する法人・事業所が変わっても同じ分野で働き続けるための仕掛けなどが必要となってきている。今後、サービスの質の向上をめざし、「多様な人材の確保」の施策を進める過程においては、専門職の機能分化を進めることで、業務支援を行う人材、専門職へのファーストステップとして専門職の周辺業務を担う人材の確保が「多様な人材の確保」の一施策として挙げられている（「介護助手」「保育補助」等）。
- ②現在、本会人材センターでは、県内の中高生（各 1 年生）に福祉・介護・保育の仕事の魅力啓発リーフレットを配布し、福祉施設と協働しインターンシップ（職場体験）、介護授業等を進めている。さらに強化推進するために、本会ボランティアセンターとの局内連携、教育委員会や市町村社協等との連携の徹底が重要である。
- ③地域共生社会の実現、包括的支援体制整備・構築にむけて、横浜の他に県内 4 ブロックで就職相談会等を法人・事業所等との連携により行っているが、さらに、地域における専門性の維持・向上を視野に関係機関等とのネットワークの充実が求められる。



## 関連資料



- 令和6年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票
- 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱
- 政策提言委員会 委員名簿
- 令和6年度 政策提言委員会 活動経過

# 令和6年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名：

## I 提言について

提言が複数ある場合は用紙をコピーしてご記入ください。

(1) 貴会からの提言(60文字以内)

(2) 提言内容

(3) 提言の背景(現状と課題)

(4) 現状と課題に対して、貴会が取り組んでいることや事例など

## II 共通目標について

### 共通目標

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き活きと暮らせる社会を創造すること

政策提言委員会では、令和3年度から上記の共通目標を定め、目指すうえで課題となっていることや協働して取り組むこと等について協議し、概ね合意を得ることができました。今後も、共通目標の実現にむけてできるところから取り組み、その取り組みの中から見えてきた課題等について共有するため、下記の項目について、お考えをお書きください。

- (1) 共通目標の実現にむけて取り組んでいること

- (2) (1)に取り組む上での難しさや課題となること

- (3) 共通目標に関するご意見

ご記入いただきありがとうございました  
恐れいりますが、令和6年3月15日(金)までに下記アドレス宛にご送りください。

送信先メールアドレス **kikaku@knsyk.jp** FAX番号 **045-312-6302**

※データの加工の関係上、できましたらエクセル添付のうえ電子メールでお送りくださいますようお願いいたします。

## 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

## 政策提言委員会委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備 考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	小泉 隆一郎	
	(福) 泉心会	理事長	
3	本会副会長	三觜 壽則	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	兵藤 芳朗	
	(福) 鎌倉市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者 (施設運営に知見を有する者)	出縄 守英	
	(福) 進和学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者 (介護福祉の専門性に知見を有する者)	コシノイ美千代	
	(公社) 神奈川県介護福祉士会	会長	
7	その他会長が委嘱する者 (権利擁護に知見を有する者)	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	その他会長が委嘱する者 (精神保健福祉に知見を有する者)	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	理事長	
9	その他会長が委嘱する者 (福祉経営に知見を有する者)	薄井 照人	
	川原経営グループ	専務取締役	
10	その他会長が委嘱する者 (学識経験者)	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和6年度 政策提言委員会 活動経過

月	内 容	
3月	下旬	課題把握調査の回答締切
4月		
5月	8日(水) 13:30~16:00	第1回 政策提言委員会 ○令和6年度の政策提言活動について ○部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会(1回目)
	9日(木) 13:00~16:00	第2回 政策提言委員会 ○課題把握調査結果の報告 ○部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会(2回目)
6月	5日(水) 13:00~16:00	第3回 政策提言委員会 ○施策として提言すべきものについて ○政策提言集の取りまとめについて
		施策提言・政策提言集とりまとめ(案)
7月	3日(水) 13:30~15:30	第4回 政策提言委員会 ○政策提言集について ○行政・関係者との情報共有の場について
		政策提言集とりまとめ・確認
8月		政策提言集発行
		政策提言集手交(予定)
9月		関係者間の課題共有(予定)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

**保険金額・年間保険料 (1名あたり)** 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償 <sup>(*)</sup>		
地震・噴火・津波による死傷	×	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは  
こちらから



(ふくしの保険  
ホームページ)

\*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。  
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

## <重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償** (傷害保険)

**福祉サービス総合補償**  
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
〈保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和6年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で  
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています  
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、  
動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所：1,300円  
通所：1,390円

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



## プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



## プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事  
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



---

令和6年8月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
総務企画部 企画課  
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2  
神奈川県社会福祉センター内

TEL 045-534-3866 FAX 045-312-6302  
MAIL kikaku@knsyk.jp URL <https://www.knsyk.jp/>

---

